

幕末の三井「家政」改革についての覚書

三井 礼子

三井家の家制を研究するにあたって、三井家が幕末、維新の日本の変革期にどのように対応し、新しい時代いかに処して、やがて財閥の形成にいたる道をどう開いていったかをみることは、一つの重要な課題であると考えられる。

この稿では、維新时期の改革にさきだつ時期、幕藩体制の矛盾が激化して維新を呼ぼうとする時期に、政治と経済における激動を受けとめるために、三井家が自らの態勢をどのように組みたてていったかを追求しようとするものである。

一般に家族とは、婚姻と親子の関係を中軸とする血縁組織である。しかし、いかなる血縁組織も、現実には所与の歴史的な所有関係にもとずいて、歴史的に特殊な形態と性格を具えるのである。

直系・傍系の血縁者および非血縁者をも含む封建日本の「家」もまた、血縁組織の歴史的形態に他ならない。そして、この「家」が、家父長によって統轄・統制されていたことの物質的土台は封建的「家父長的所有であった。その所有関係は支配者層である武

士の「家」にも、被支配者である一般農民の「家」にも共通する。「商家」のばあいも基本的にはそれと異なるものでなく、ことに大きな商家・富商ほど家父長的性格がより強く保たれていた。それは「家産」としての商業資本の存在形態と、その細分を防ごうとする家父長制の要求に因るものであった。

近世中期に興った三井家の家制も、要するに幕藩体制下の商業資本のあり方と結びついて成立し、機能したのである。「家制」とはその「家産」を維持し「家業」を運営するために設けられた「制度」であり、その機能としての規制に他ならない。

いうまでもなく商業資本はそれぞれの時期の経済情勢および体制の変化に当面して、自己の存続と発展に必要な対応をする。しかも、その対応の仕方は、自己の歴史的な存在形態と無関係ではありえないし、むしろ、後者に規定されざるをえない。三井家についても、その対応の仕方は、商業資本の歴史的な性格の要求によるものであった。だから、その対応の仕方を明らかにすることは、逆に「家」の形態や性格へアプローチする一つの方法であ

署 名 者	請 書 印 形 者
則兵衛（親分，惣領家第6代高祐・79）	三郎助，八郎右衛門，次郎右衛門（高福） 他同苗11名 鍬形佐兵衛（芝口店元ノ格），三村茂右衛門（向店元ノ格）以下45名
* { 三郎助（十男家第6代高益・39） 八郎兵衛（三男家第6代高満・31） 八郎右衛門（惣領家第8代高福・31）	八郎次郎（高英72），宗湛（高経62） 元之助以下同苗9名 鍬形佐兵衛，三村茂右衛門以下名代41名
* { 八郎右衛門（高福 ^{トク} ・34） 三郎助（高益・42） 八郎次郎（九男家第5代高英 ^{ヒサ} ・75）	元之助（高映26），次郎右衛門（高愛 ^{トク} 22）京 両替店，中野勝助（支配）以下9名，江戸 両替店，宮下五郎兵衛（元ノ格）以下8名 大坂両替店，福田万右衛門（元方掛名代） 以下6名
* { 八郎次郎（九男家第5代高英・75） 三郎助（高益・42） 八郎右衛門（高福・34）	宗六（高就），八郎兵衛（高満）元之助以下 同苗12名，京本店8名，江戸本店9名，同 向店5名，同芝口店5名，大坂本店8名， 上之店3名，勘定場1名，紅店2名
奥野金七（江戸芝口店支配） 岡田源三郎（江戸芝口店支配）	手代100名，同38名，同11名
大元方	
元ノ 名代	奥野金七，岡田源三郎以下手代65名
* { 八郎次郎（高英・76） 宗六（惣領家第7代高就・57） 三郎助（高益・43） 八郎右衛門（高福・35）	八郎兵衛，元之助以下同苗11名 鍬形佐兵衛，中野勝助以下三都店々別宅元 ノより通動支配役迄41名
* { 八郎次郎（高英・77） 宗六（高就・58） 三郎助（高益・44） 八郎右衛門（高福・36）	八郎兵衛，元之助以下同苗12名 三都惣手代元ノより通動支配迄
* { 八郎次郎（高英・78） 宗六（高就・59） 三郎助（高益・45） 八郎右衛門（高福・37）	八郎兵衛，元之助以下同苗13名
* { 宗雅（高英・80） 三郎助（高益・47） 宗六（高就・61） 八郎右衛門（高福・39）	八字郎，則兵衛，元之助以下同苗12名， 三都惣手代元ノより通動支配迄

幕末の三井「家政」改革についての覚書（三井）

幕末期三井「家政」関係史料一覧

年次	史料名
天保 8. 3 酉 (1837)	1 申渡覚 本1157-1
天保 9. 4 戌 (1838)	2 申渡覚 本1157-2
天保12. 6 丑 (1841)	3 申渡書 追 653-1
天保12. 7	4 申渡書 本1184-2
天保13. 2 寅 (1842)	5 改申渡 本 470-1
天保13. 3	6 申渡書 本 931-1
天保13. 4	7 改申渡書 本 470-2
天保13. 7	8 申渡書 本 470-10
天保14. 11 卯 (1843)	9 申渡書 本931-2
天保15. 6 辰 (1844)	10 申渡書 本931-3
弘化 3. 2 午 (1846)	11 改申渡書 本 931-4

る。
 そして、その方法はまた、明治初頭と、さらにその後における「家制」改革ないし三井財閥の形成と変容を追求するばあいにも通じるものと考えられる。

ところで幕末～維新时期における三井家記録文書のうち、「家政」改革に関する史料のなかに、慶応三年（一八六七）一二月に出された「口上覚」がある。「書状雑綴」のなかにとじられているものであって、京大元方・本店・両替店・上之店・間之町店⁽¹⁾重役九名の連署をもって、当時の大元方役同苗三名（八郎右衛門・三郎助・次郎右衛門）宛に出された「家政改革建議案」ともいふべき

ものである。

その内容を見ると、前文で、当今、容易でない形勢にあり、本店筋は金繰り、その上、江戸・横浜の御用預り金も何時上納を仰付けられるか計り難く、そうなたら一家の大事である。元方には少しの備え金もなく、此末永統のほどが「恐痛」される。格別に切替えて「大改革御仕法立之義」が必要である。市中の動静も不定の折、洛西太秦村に相応の売家がみつかったから、同族は格別質素に慎んで、十か年そこに逼塞してほしいと述べ、同族生計費の節減をはじめ、同族並に営業店における経費節約のための規定を、一六か条にわたってこまかく箇条書きにしている。

署 名 者	請 書 印 形 者
元ノ, 名代, 支配人	手代15名, 同47名
* 八郎右衛門 (高福・42)	同苗一同 (八字郎, 則兵衛, 元之助, 次郎右衛門, 三郎助) 元ノ役より通勤支配迄
* { 宗六 (高就・64) 助八 (高益・50) 八郎右衛門 (高福・42)	八字郎 (高基), 則兵衛 (高満), 同苗元之助以下7名, 元ノより通勤支配迄
* { 助八 (高益・55) 八郎右衛門 (高福・47) 元之助 (元方見習役二男家第6代高映・39)	宗六, 則兵衛, 三郎助, 次郎右衛門, 源右衛門, 宗十郎, 進蔵, 寿之助 手代中塚徳次郎以下37名
* { 宗六 (大元方相談役高就・70) 助八 (高益・56) 則兵衛 (三男家第6代高満・48) 八郎右衛門 (高福・48) 元之助 (高映・40)	三郎助, 治郎右衛門, 源右衛門, 宗十郎, 進蔵, 寿之助 宿持手代一統, 家原白雲, 長井喜次郎
宗六, 助八, 則兵衛, 八郎右衛門, 元之助, 三郎助, 次郎右衛門, 源右衛門	
* { 八郎右衛門 (高福・50) 則兵衛 (高満・50)	元ノ, 名代, 後見, 通勤支配福田万七 (大坂両替店元ノ) 以下33名
* { 八郎右衛門 (高福・57) 三郎助 (高喜・42) 次郎右衛門 (高朗 ^{アキ} ・28)	元之助以下同苗8名 三都店々元ノより通勤支配迄
* { 八郎右衛門 (高福・59) 三郎助 (高喜・44) 次郎右衛門 (高朗・30) 重役7名	元之助 重手代13名, 手代33名
京大元方名代以下京重役9名	{ 八郎右衛門 * { 三郎助 次郎右衛門
* 八郎右衛門 (高福・61)	三都本店・両替店名代, 三都店々別宅手代, 支配組頭以下役人惣手代
* { 次郎右衛門 (高朗・32) 八郎右衛門 (高福・61)	元之助, 源右衛門以下同苗7名, 中野勝助 (大元方ノ) 以下43名

* 大元方役同苗, () 内数字は年令, ゴシック史料は本文収載

幕末の三井「家政」改革についての覚書（三井）

年次	史料名
嘉永 2. 閏 4 酉 (1849)	12 申渡 本1157-8
嘉永 2. 7	13 申渡 別2661 (寄会帳 天保7.6~ 嘉永3.9)
嘉永 2. 7	14 申談書 本466-3 申渡書
嘉永 7. 9 寅 (1854)	15 申渡書 本469-9
安政 2. 12 卯 (1855)	16 申渡 別2662 (寄合帳, 嘉永3.8~文 久2.12)
安政 3. 1 辰 (1856)	17 申 堅 本1452-52
安政 4. 2 巳 (1857)	18 申 渡 本470-11
元治元 12 子 (1864)	19 申渡書 本493
慶応 2. 7 寅 (1866)	20 申 渡 本470-5
慶応 3. 12 卯 (1867)	21 口上覚 別588-19
慶応 4. 7 辰 (1868)	22 示談書 別588-17
慶応 4. 7	23 申渡書 本493

『稿本三井家史料』（三井家編纂室編、明治四三年）の編纂者は、右献策のすべてが実行の運びに至らなかったとはいえ、以後明治初年の諸改革の「原動力」となったとみている。

ところで、三井家のこのような「改革仕法」がたてられたのは慶応三年になってはじまったことではない。この種の「儉約慎方」についての、大元方の「申渡書」のたぐいを時代をさかのぼって辿ってみると、年を追って何通も発せられており、天保八年に達することができ、その代表的なものを表に示しておく。

ここに掲げた二〇余の「申渡書」の内容をみると、いずれも災難と窮状を訴えて、このままでは将来「相統」（維持していくこ

と）もなり難く、大改革を行なわなければ衰滅すること必定であるとくり返しているが、その解決策としての「家政」改革の中心課題はつねに「質素儉約」であった。

ところで、このように順を追って仔細に調べてみると、その窮状をもたらした原因が、時期によって多少ずつ変化してきていることが知られるとともに、その変化は幕藩体制の崩壊期の、危機の、それぞれの段階に照応しているように考えられるのである。

つぎに史料のなかで主要なものを、順を追って掲げて紹介することにする。まず天保八年（一八三七）からみていこう。

1 (申渡覺) 天保八年酉三月

申渡覺

一 当酉二月十九日五ツ時大坂天満与力町^①に變火有之怨大火ニ相成本店并抱屋鋪三ヶ所本店両替店別宅^②三人其外家督退役等^③數多類焼絶言語候、且本店土蔵四ヶ所焼失莫大之損失ニ而誠致当惑候、三十式年已前寅年江戸三店糸見世中店式ヶ所抱屋鋪六拾ヶ所余其外店々別宅不殘家督退役多分類焼、拾九年以前卯年三店糸見世抱屋鋪式ヶ所別宅三人家督退役等類焼、拾四年以前申年三店糸見世抱屋鋪拾六ヶ所別宅四人家督退役等類焼、九ヶ年已前^④五年三店糸見世中店抱屋鋪六拾六ヶ所別宅家督退役不殘類焼、八ヶ年以前寅年京都大地震ニ而宅々店々及破損、四ヶ年以前午年二月七日九日十日三ヶ度之大火ニ而、江戸中店式ヶ所抱屋鋪五拾ヶ所別宅拾三人家督等類焼無間も度々之普請金其外出方夥鋪入用中々埋合不申処此度之次第難渋心痛之至ニ候、仍之同苗暮方ハ不及申店々治り方別宅手代共ニ至迄格別ニ相改不申候半而者相統難成大切之場ニ付此度改左之通

一本店不取敢仮家申付一統引移商向專一ニ申付候間猶々出情無緩相励商高格別仕増候様駈引可被致事

一 兩替店之儀 御用向々勿論貸方猶又向々相撰取組方入念可被申候抱屋鋪普請之儀追而可及沙汰候

一本店普請之儀々大造之事ニ候得者追々銀操差略可申渡候

一同苗宅々賄料

右者当春季より九掛ニノ相渡可申事

一同苗役料名前料

一 江戸大坂勤番小遣料

一 隠居料養育料

一 元方より相渡候合力筋^⑤

右之分当春季ハ八五掛ニノ相渡可申事

一 吉凶入用定之分是迄之通八掛ニノ相渡可申事

一同苗江戸勤番路料之儀道中宿々割増有之候ニ付是迄之通

一同苗大坂往來雜用是迄之通マ舟^⑥マシ^⑦ハ掛ニノ相渡可申事

一 御屋鋪方御音信定式差略難成者格別其外已前之三割落其筋ニ寄候而ハ五割落ニもいたし候心得を以取計可申段去ル申年申渡置候得者、此上差略も難相成弥以右之心得を以取計可申候

一同苗音信^⑧前々未年相止有之候得共其中ニ者無摺合ニ而是迄少々宛之音信有之候も半減ニ相心得可申候

一 前件之趣ニ付京江戸大坂松坂店々手代役料地代当春季ハ左之通

勘定名代役以上 当春季ハ

役料地代共 九掛

名代役より 当春季ハ

通勤支配役 九五掛

役料地代共 当春季ハ

一同苗宅々江別宅手代より七夕歳暮之祝儀差略もいたし有之事

ニ付、是迄之通差贈可申候

一 惣而仏事之事并別宅手代より志之品ニ至迄建方半減ニ前々申年

相改置候ニ付、是迄之通相心得可被申事

一 惣而仏事之事并別宅手代より志之品ニ至迄建方半減ニ前々申年

相改置候ニ付、是迄之通相心得可被申事

一 惣而仏事之事并別宅手代より志之品ニ至迄建方半減ニ前々申年

相改置候ニ付、是迄之通相心得可被申事

一店々節^(依此體)蛭子講神事等当年より五ヶ年之間其店限り内祝ニ可被致候、右之通申渡候、尤前文ニ相認候通打続広太之物入有之且昨年諸國違作ニ而米穀其外諸色共今ニ至高直故商向甚六ヶ鋪、其上三都ニ而旅行差出候入用夥鋪事ニ而漸相凌来候処、此度之次第誠心痛至極ニ存候、然ル上者同苗中店々惣手代共ニ至迄万端格別ニ相改右賄料役料之積を以暮し方其外諸事實素儉約相守商売繁昌一統長久致相統候様相心得可被申候以上

天保八年丁酉三月

則 兵 衛 (高祐)

右之通承知仕候以上

三 郎 助 (高益)
八 郎 右 衛 門 (高満)
次 郎 右 衛 門 (高福)
右被仰渡候趣委細承知仕候万端相心得取計可仕候以上

宗 湛 (高経)
元 之 助 (高映)
宗 幹 (高行)
博 市 郎 (高愛)
則 右 衛 門 (高匡)
宗 十 郎 (高延)
伝 藏 (高厚)
八 助 (孝令)
廉 之 助 (高潔)
源 右 衛 門 (高良)

清 藏 (政春)

歐形佐兵衛^(元ノ格)

三村茂右衛門^(向店ノ格)

(以下四五名連印省略)

天保八年は大塩平八郎の乱がおこつて、幕藩体制の矛盾が大きく露呈された年である。二月一九日五ツ時大坂天満与力町から変火があり、忽ち大火になったというのはまさにその事件を指したものである。三月二日付京都から大坂への書状とともに保存されていたもののなかに、その折の打攘しの実相を伝えた左の文書が遺っている。それには呉服店に鉄砲がうちこまれ、手代一人が怪我をし、蔵をうち開かれ、焼かれた情況が記録されている。

春ニも相成候得は弛ミ可申左候得ハ銀子返済之方も可有之と存罷在候処、春ニ至り弛ミ不申候折柄、不計も此度之大変、両替店は御蔭ニ而誠危候処相通、外見旁難有仕合奉存候、呉服店は多人数ニ候得共火急之儀ニ而少々相片附土蔵はヱリ能相調追々逃去候内、最早表ヱリ打破拔身鎗又ハ鉄砲打込、既ニ居残り候別宅之者太股鉄砲ニ而打抜レ候得共命は別条無御座候、夫ハ蔵之ヱリ打開鉄砲打込焼失仕候、其外抱屋敷別家手代共数多類焼仕、何れも土蔵等焼失誠丸焼ニ相成就中呉服店土蔵外方ニも無之銀高之類入置候分数ケ所焼失仕莫太之損失誠當惑前後を相弁不申敷ケ敷次第ニ御座候

この、危機に対処する最初の方策としてたてられたのが、前掲

の「質素儉約」の申渡しであつた。

一八箇条にわたるこの「申渡」は、翌天保九年四月に、三郎助（十男家第六代高益）、八郎兵衛（三男家第六代高満）、八郎右衛門（惣領家第八代高福）の三名（ともに当時の大元方役同族）から発せられた『申渡書』の前文に付されたもので、天保八年にはまだ存命であつた惣領家第六代高祐（高福の祖父）が、「親分」として、同族および各営業店の手代らにいい渡しそうとしたものであつたが、成文に至らぬうち、九年正月三日に歿したので、これを前文とし、それに基いて、あらためて同族・使用人に対して申渡しを發したのである。三二か条をあげて、前年より一層きびしく規制している。

2 (申渡覚) 天保九年 四月

一前文之通儉約仕法建置候所当三月十日江戸表 西御丸御炎上ニ附御三家方様始 諸士様方江御手伝御上ケ金等被 仰出、江戸町人之分江も御用金被仰出此方江も同様被仰付、其上 紀州様方も右御用途ニ而手前江御立用金被仰出、不操合之砌心痛至極ニ候処当四月十七日江戸本小田原町々出火大火と相成本店両替店向店糸見世并ニ抱屋鋪式拾三ヶ所店々別宅六人其外家督退役等数多類焼誠絶言語候、時節到来与者乍申右之通り凶変打続難涉千万敷鋪次第二候、度々之普請金其外出方夥鋪入用埋合不申所此度之次第必至差支大切之場ニ而同苗暮方者不及申店々治り方別宅手代共ニ至迄格別之仕法相建不申候半而者相統難出来ニ

付 宗竺様御遺書之趣を以度相改当春季々来ル寅年迄五ヶ年問左之通

一 本家六軒表大戸閉并玄関表座鋪向畳上ケノ切相慎可被申候
一 小川長井両家ハ松坂江引越相慎可被申候

(朱卷)

勢州并伊州へ御引越之儀若山表々八郎次郎様八郎右衛門様被為召御利解御座候
ニ付、尚又御相談之上下御引越之儀御止ニ相成、於京地御慎被遊候様改被

仰渡候ニ付其段元方々口達有之候

一 家原者清藏江戸習学相濟帰京之上本店詰切習学、御利賀小児共伊賀次郎七郎方江同居可致候

一 店々不取敢飯家申付一統引移商向専一ニ申付候間猶々無緩相励商高格別仕増候様駈引可被致事

一 両替店御用向之儀大切ニ相動候儀ハ勿論貸付方猶又先々相撰取組方入念可被申候抱屋鋪普請之儀追而可及沙汰候

一 店々普請之儀者大造之事ニ候へ者追々銀探差略可申渡候

一同苗宅々賄料

一同役料

名前料

一 江戸大坂勤番

小遣并雑用

隠居料

一 養育料

元方々相渡候

一 合力筋

右之分当春季ハ八掛ニノ相渡可申事

但宅々奉公人暇遣候節合力之儀者当人勤方甲乙ニ寄其時々相

談之上取計可申事

一吉凶入用定之分七掛ニノ相渡可申事

一同苗江戸勤番路用之儀道中宿々割増有之候ニ付是迄之通

一同苗大坂往來雜用^(三百三十)マ舟マシノ之七掛ニして相渡可申事

一同苗吉凶并暑寒音信贈答堅無用之事

但相互ニ勤合江戸松坂江文通等者是迄之通致シ疎遠不相成様

心得可被申候

一御屋鋪方音信去ル酉三月相改候通相心得可申候

一御屋鋪向同苗勤方并仏參其外他出之節駕ニ而往來無用之事

但至而風雨ニ而歩行難相成節者垂駕ニ而引戸駕無用之事

一勤方ニ而旅行之節者引戸駕格別之事

一同苗妻他出之節駕無用衣服自立不申様成丈ヶ古道ニ可被致候

但風雨之節無抛他出之節ハ引戸駕無用垂駕可被致候

一同苗宅々江往來并店々出勤之節供男無用子供召連可被申候

但勤向之外供男召連候ハ、看板着無用

一遊興筋急度相慎候様心得可被申候

一同苗近来髮付風俗自立不宜候間向後成丈ヶ古道ニ相改可被申候

一元方ハ出銀筋定式之外臨時願筋聞届不申事

一宅々勘定場并茶之問召仕人数格段相減可被申候

一咄加入來之義者相断可申候

可被致候

一同苗諸祝儀其外共店々并手代共江贈り物無用之事

一京江戸大坂松坂店々手代役料地代当春季ハ五ヶ年之間左ニ

元方名代以上

勘定名代役迄

通勤支配役迄

八掛

九掛

一諸祝儀之節店々并手代共ハ同苗江祝物相贈り候儀無用

一宅々ハ別宅手代ハ七夕歳暮祝儀并ニ仏事之節志之品是迄之通

一店々節蛭子講神事昨春相改候通、其店限り当春ハ五ヶ年之間内

祝可致候

右之通申渡候尤前文ニ相認候通此度者誠ニ極々大切之場ニ至候得

者同苗中并店々惣手代共至迄万端格段ニ相慎右賄料役料之積を以

暮方諸事實素ニ儉約相守可被申候、乍去しわきと質朴との了簡違

いたし世間之儀理を欠キ或者下々之者格別及難儀候躰ニ取計候儀

者有間鋪事ニ候間僭上ヶ間鋪費もなく人々冥加之程を存情誠氣を

付商売繁昌一統長久致相統候様相心得可被申候以上

天保九年戌四月

三郎 助(高益)印

八郎 兵衛(高満)印

八郎 右衛門(高福)印

前段之趣令承知候以上

八郎 次郎(高英)印

宗 湛(高経)印

右被仰渡候趣委細承知仕万端相心得取計可仕候以上

元 之 助(高映)

宗 幹 (高行)
 次郎右衛門 (高愛)
 則右衛門 (高匡)
 伝 藏 (高厚)
 八 助 (高令)
 宗 十 郎 (高潔)
 清 藏 (政春)
 源 右衛門 (高良)
 歟形佐兵衛 (芝口店
 元ノ格)
 三村茂右衛門 (向店元
 ノ格)
 (以下四一名連印省略)

大塩の乱を呼んだ天保期は、大飢饉が続き、百姓一揆・国訴が高まり、寛政改革で一時弥縫された幕府財政がふたたび窮乏に陥る一方、商品・貨幣経済が進展して体制の基礎をゆるがし、体制そのものが解体に瀕しつつあった時期である。武装蜂起が町与力によって行われ、その激文が大坂周辺ばかりか、かなりの領域に配布されたことなど、事件の性格は体制の矛盾の新しい段階と新しい表現を印したもので、それだけに、支配者には深刻な衝撃と危機感を与え、民衆はそれによって勇氣づけられ、一揆等が各地に頻発した。商業・金融界に与えたその影響も大きく、その後久しく不況がつづいた。

大塩の乱や一揆・国訴を頻発させた情勢を背景に、いわゆる天

保改革が始まったのは天保一二年五月一五日で、改革の諸法令が公布されると、三井ではその都度、大元方同苗の名において法令の全文を部内に伝達してその遵守を命じると同時に、全同苗・全営業店代表者から請印を徴した。

翌六月には、大元方役同苗三名から『申渡書』を発して、「江戸幕府御勘定所から廻状を以て『享保寛政之御政文向ニ相復し候様』とのお達しがあったから……」と天明八年に仰渡された趣意を再録して、他の同苗および三都の両替店役人に配り、請書印形をとっている。六月には商人にもっとも関係のある儉約令が出されたので、それをうけて七月、ふたたび『申渡書』によって三井一統全員の熟読・厳守を要請している。「公儀御法度堅く相守るべし」という家租高利の延宝店式目以来の家訓の精神が、この時も表われたわけであるが、お触れの簡条をあげ、幕府の基本方針を示すために、享保・寛政度の儉約の御触をも掲げている。それには衣類・髪飾り・履物の末にいたるまで細かい制限が示されている。「質素儉約」は徳川幕府創設以来くり返し要請されたことだが、改革の時毎にとくに強調されてきた題目である。財源に狭い限界性をもつ自給自足の自然経済と封建的土地所有にもとづく収奪に基礎をおく限り、質素儉約は財政破綻を緩和するための必須の条件であった。天保改革では、規制外の奢侈品の売買・使用等を特に厳しく禁止して、違反者は用捨なく摘発した。それは自然経済を維持し、商業資本を圧迫することを意味した。翌一三年、商業関係の取り締りがますます厳しくなっていく年でもあり、

数回に及んで申渡しがおこなわれている。それらには、三井内部での幕府儉約令への具体的対応が示されている。二月に、江戸芝口店の支配二名の名で、手代たち一五〇名に向つていい渡しした『改申渡』は、前年に大元方から申渡された趣意に対して請印を差出しておいたが、なおまたつきつきと御改革が仰渡され、その趣によると、何品に限らず、すべて高価な品は決して商売をしてはならない、その外、諸法度・時々のお触の趣は大切だから心得ちがいのないよう、そしてよんどころないお屋敷筋の御用で高価な品が入用の時はその都度支配人に相談して取り計らうこと、ということを変更して申し渡している。ここでは、武家の得意先だけは特別に扱おうとしていたことがみられる。

同年三月の『申渡書』には、昨年六月、御触書の趣を心得違くないよう申し渡したが、その後も改らず、衣類はじめ、分限不相応の品を用いる者もあり、かつ、近頃万事流行があつて町家の身分不相応の高価な道具を買い求めてもあそぶ者があるので、今度また嚴重なお触書がでた。そして、役人たちが会所に来て、町役をよび出していい渡ししているから、と、主として衣類についての詳細な制限を簡条書にして申し渡している。同苗・同苗連家・同苗妻に分けて、衣服の生地を書きあげ、裾よけも縮緬は無用とか、下駄草履等も古道に心得よとかいう事があげられている。これらは公儀の儉約令の条項に則つて、細かいとり決めを行ったことがみられる。

翌四月にも、おいかけるように申渡しがなされているが、これ

は、元々、名代の名で他の手代たちに向けているものであつて、前文は三年のものと全く同文で、大元方からいい渡された趣旨をうけて、直接手代たちの仕事になる得意先への季々の届けものや接待の仕方、手代たちの衣類・持ものとり決め、紙類のつかい方まで、やはり詳細な簡条書が認めてある。

7（改申渡） 天保一三年寅四月

改申渡

一 近來世上一統相弛修奢ニ押移候ニ付、（天保一二年）昨丑六月中御触書之趣相守心得違無之様申渡置銘、承知印形取之候処、其後不相改矢張衣類始メ分限不相応之品相用候者茂有之且近頃茶事流行ニ付、町家之身分不相応高価之道具相求メ翫候者茂有之、又、此度嚴重御触書を以右之趣追々被為 仰出、猶又御役人方所々会所江御居有之町役人之者御召出之上御利解被仰渡等在之候ニ付、於京都ニ茂主中様方始メ惣手代家督退役中ニ至迄当地 御勤番様方始右同様被仰渡、偕又昨丑年中以來御改革ニ付、品々御触流等有之候間慎方其外改申渡左之通

一 御督意様方江是迄暑寒七夕歳暮進物沓ヶ年四度宛差上來候得共当節柄旁ニ付、以來右両様之内半季沓度宛ニ相改可申候 其外御用向又者無抛願筋ニ而時候為見舞差上候品着菓子ニ至迄支配人中相談之上可致取計、尤其時々直様印形取之賄方掛役江可被申出候、右進物ニ遣候何品ニ而茂自分了簡を以出入之者江申付相求メ候儀不相成候、且前文之通致滅方候得共猶又此上手輕之

品ニ而取計方可被致事

一 例年四月霜月売始願之節手拭或者襟之類差上來候得共以來相改屬子差上可申其余一切無用

一 先様御入來之節時刻ニ而小印差上候儀者格別、向後別肴不相成候且二階江罷出御相手ニ相成候儀堅無用

一 紙類遣ひ方甚自墮落ニ見請候間右品ニ不限極叮嚀ニ取扱聊ニ而茂費筋無之様惣様厚心配可被致事

一 上下諸麻横麻ニ可限尤平座之分随方取揃相用可申其外無用

一 夏袴古今平葛布冬袴広棧留之外無用且目立候品一切相成不申候一 紹其外薄羽織類古ク共相用申間鋪紋附羽織支配役巷ッ紋可限以下無用

一 夏冬衣類鳴物ニ而茂目立候品無用

一 組頭以下縮之帷子他出之節逆茂着かたく無用

一 主用私用其他出之節綿服相用ひ成丈ケ古道ニいたし罷出可申事尤休息之砌逆茂右同様相心得繕伴袖口ニ而茂縮面堅無用

一 帯役柄底シ八丈沙綾無地ニ可限其外一切無用

一 柄相当ニ可致事

一 組頭以下夏合羽不相成冬合羽無地織色之外用ひ申間敷羅紗裝束可為無用候

一 冠り笠手輕之菅竹子皮一文字ニ可限當時流行之網代笠若所持在之古ク共一切無用尤役人中始以下ニ至迄自分傘相成不申候

一 煙管烟草入洞乱其外小道具ニ至迄高料目立候品一切相用申間敷

一 喜勢留真鍮七度焼無地ニ可限少シニ而茂彫物杯有之又者吸口江銀を付候類堅無用

一 下駄雪踏支配人組頭塗緒其以下班緒相用ひ高料之品丸下駄可為無用事

一 頭巾組頭已下黒真岡之外無用

一 飯台其外ニ而茂好喰堅相成不申候

一 在所表被致出府候仁二階ニ而小印不相成候若進度候ハ、玄關ニ而小印差出シ外ニ着無用

右之通被仰渡奉畏候此末若相守奢ケ間鋪儀一切不仕万端質素古道ニ仕過上不出来様相仕向可申候若相背候族有之候ハ、御吟味之上御取上ケ嚴敷可被仰付旨逸、御尤承知仕候依之一同連印仕候所如件

天保十三壬寅年四月

奥野 金七 印
岡田源三郎 印

(以下手代六五名連印省略)

因みに、この年七月二十六日、江戸本店で、禁制の高価な品を木綿と称して売捌いたことを摘発され、同業者一九軒とともに、番頭が幕府の勘定所から手錠をうけた事件などがおこっている。

一 二年一二月に江戸菱垣廻船十組問屋の解散、一三年三月には

両替屋株仲間の廃止が厳達された。主なねらいは物価引下げにあったが、突然の措置に流通市場は混乱し、幕府の思惑とは逆に物価の値上りをもたらした。そこで直接に物価統制に乗りだし、江戸市中の名主四一名に諸色掛りを任命し、五月、江戸・大阪で物価値下げを命じ、六月になって、大坂では、諸品すべて二割の値下げを命令した。そのために、三井では、三都各店の手持品の「引け高」が広大になり、その上商高も減り、両替店扱いの家賃・地代まで歩下げになり、糸店も問屋無株の命令により、損失高は莫大に上ると訴えている。その対策のために出された一三年七月と一四年一月の「申渡書」をつぎに掲げておく。

8 (申渡書) 天保一三年夏七月

申渡覚

今般従

御公儀御改革被為仰出候就而者同苗店々ニ統暮方并着類慎方等当四月申渡置候処其後益嚴敷御触流之趣何れ茂承知之事ニ候然ルニ諸品直下ケ之儀被為仰出別而大坂表者式割下ケ被仰付三都店々持代呂物引ケ高広太之儀ニ而辛痛其上商高及減少扱又両替店筋逆茂家賃家賃地代共格別之歩下ケ相成且当節取組向キ追々難渋之口出来候趣糸店間之町店逆茂問屋無株被仰付商皆無同様ニ付余程之持代呂物相場下リニ相成此引高逆茂広太之損毛右之次第ニ而店々勘定出来不申不大形心痛至極誠ニ極々大切之場ニ相成右ニ付同苗始店々手代共至迄暮方者不申及格別質素儉約仕法相立不申候半て者

相統難出来尤當時賄料其外共減方申渡置候得共尚又此度相改当秋季左之通

一同苗宅々賄料

同役料

一名前料

江戸大坂勤番

一小遣并雜用

隱居料

一養育料

元方相渡候

一合力筋

右之分当秋季カ八掛ニして相渡可申事

但宅々奉公人暇遣し候節合力之儀ハ当人勤方甲乙ニ寄其時々相談之上取計可申事

一連家賄料茂前同様減方可申渡善之所格別之了簡を以是迄之通ニ

差置候間其旨相心得弥以質素儉約相守聊不都合筋無之様無難相

続可被申候

一吉凶入用定之分七掛ニして相渡可申事

一同苗江戸勤番路用之儀道中宿々割増在之候ニ付是迄之通

一同苗大坂往来雜用マ舟マシノ之七掛ニ相渡可申事

一同苗吉凶并暑寒音信贈答堅無用之事

但相互動合江戸松坂江文通等者是迄之通いたし疎遠不相成様

心得可被申候

一 御屋鋪方音信去ル西三月相改候通相心得可被申候

一 御屋敷向同苗勸方并仏參其外他出之節駕ニ而往來無用之事

但至而風雨ニ而步行難成節者垂駕ニ而引戸駕無用之事

一 勸方ニ而旅行之節者引戸駕者格別之事

一 同苗妻他出之節駕無用衣服目立不申様成丈古道ニ可被致候

但風雨之節無扱他出之節者引戸駕無用垂駕可被致候

一 同苗宅々江往來并店々出勤之節供男無用子供召連可被申候

但動向之外供男召連候ハ、看板着無用

一 遊興筋急度相慎候様心得可被申候

一 同苗近來髮付風俗目立不宜候間向後成丈古道ニ相改可被申候

一 元方々出銀筋定式之外臨時願筋聞届ケ不申事

一 宅々勸定場并茶之間召仕人数格段相減し可被申候

一 咄はなしばか加入來之儀者相断可申候

一 繕ひ普請之儀者成丈相見合諸道具衣類等者有來ニ而相濟候様可被致候

一 同苗諸祝儀其外共店々并手代共江贈りもの無用之事

一 京江戸大坂松坂店々手代役料地代当秋季々左之通

元方名代已上

勸定名代役々

通勤支配役まで

諸祝儀之節店々并手代共々同苗江祝物相贈候事無用

一 宅々へ別宅手代々七夕年暮祝儀并仏事之節志之品者是迄之通

一 店々節蛭子講神事其店限内祝可致候

右之通申渡候間格別質素儉約相守一統無難相統可被致候且當時者

所ニ而者何ケ年与申見通シ付不申候店々商振り茂立直り工面能相

成候ハ、其節可相改候間心得違無之様急度相心得可被申候以上

天保十三年寅七月

八郎次郎(高英)

宗 六(高就)

三郎 助(高益)

八郎右衛門(高福)

八郎兵衛(高満)

元 之 助(高映)

元 之 助(高映)

(以下同苗一名連印省略)¹³⁾

三都店々別宅

元方々通勤支配役迄

四拾老人連印

九掛

八掛

九掛

九掛

九掛

九掛

九掛

めて申し渡されたものであってこの時期の代表的なものである。

9 「申渡書」 天保一四年卯一一月

申渡覚

昨寅年従

御公儀御改革被為仰出候ニ付而者同苗店々一統暮方俵約建昨寅年七月申渡書之通ニ候処、其後迎も益御嚴重御御流之趣何れも承知

之事ニ候、就右者世上ニ統節儉強候ニ付本店筋商売向不景氣上品物不捌直安物而已ニ付、売高難壹而替店筋迎も家賃家賃地代共格外之步下ケニ相成候上、取組向追々難渋口出来糸店間之町店迎も前文之仕儀ニ而売事不景氣ニ付、本店両替店共勘定出来不申ニ付当秋々三ヶ年之間元方功納本店式割両替店老割減少納願出、時節と者乍申扱々心痛至極ニ候、尤昨年同苗始店々手代共ニ至迄暮方ハ不及申格別質素儉約仕法相建賄料其外共減方申渡置候得共前文之趣ニ付猶又此上減方不致而者相統難出来誠ニ不容易太切之庭ニ相成候ニ付猶又当秋季々都而減方可申渡之処当季過半相立候事故相談之上明辰春季々改左之通

一同苗宅々賄料 一同役料名前料 一江戸大坂勤番小遣並雜用
一隠居料 養育料一元方々相渡候合力筋
右之分明辰春季々七掛ニして相渡可申事
一連家賄料茂前同様減方可申渡管之処格別之了簡を以八掛ニして相渡可申其旨相心得弥以質素儉約相守聊不都合筋無之様無難相
続可被致候

一吉事之入用定之分六掛ニして相渡可申事
一凶可之入用定之分七掛ニして相渡可申事

一同苗江戸勤番路用之儀道中宿々割増有之候ニ付是迄之通

一同苗大坂往来雜用マ舟マシ、七掛ニして相渡可申事

一御先祖様御鏡居之節干鯛者相止メ可申事

一同苗年頭中元歳暮祝儀年限中相止メ可申事

但小袖料者格別之事

一婚礼祝物 一入家祝物 一出産祝物 一元服祝物 一抱瘡見舞

一暑寒見舞

一江戸大坂其外往来之節餞別並土産物共

一右七点之分年限中者堅無用之事

但祝儀并見舞等者成丈当人罷出相互ニ疎略ニ不相成様江戸松坂文通迎も同様相心得可被申候

一御屋鋪方音信去ル天保八四三月相改候通相心得可被申候

一御屋鋪向同苗勤方并仏參其外他出之節駕ニ而往来無用之事

但老分之者者格別之事

一勤方ニ而旅行之節者引戸駕格別之事

但平生至而風雨ニ而步行難成候節者垂駕ニ而引戸駕無用之事

一同苗奥向他出之節駕無用衣服目立不申候様昨寅四月申渡候通成

文ケ古道ニ可致事

但仏參之節風雨ニ候ハハ參詣ニ不及天氣之節參詣可致尤無廻

他出之節者引戸駕無用垂駕ニ可致事

一同苗宅々江往来并店々出勤之節供男無用子供召連可被申候

但勤向之外供男召連候ハ、看板着無用

一遊興筋堅相慎候様心得可被申候

一同苗近来髮附風俗目立不宜候間向後成丈古道ニ相改可被申候

一元方々出銀筋定式之外臨時願筋堅聞届不申候事

一本案連家共表大戸閉并表座敷置上ケ切可被申事

一宅々勘定庭并茶之間召遣之人數格段ニ相減可被申候事

一漸伽入来之儀者堅相断可申事

但無抛儀ニ而入来有之候共年限中酒飯等差出申間鋪事

一繕普請之儀者成丈見合諸道具着類等ハ有来ニ而濟候様可被致候事

一宅々諸出入之者用向無之節者平生出入相断可申事

一年回之節者志送り物無用之事

但内仏江備物花計菓子料相止メ可申事

附リ 凶事之節者其節相談之事

一年回之節真如堂江志之儀者是迄之通

一百回忌之節者格別之事

一年回ニ付於真如堂法事執行有之東陽院ニ而支度無用之事

但天保九戌極月廻文之通相心得可被申候

一吉凶之節菓子等差出候儀者堅無用之事

一同苗并奥向諸買物無扱入用之品ハ勘定庭江申付都而手元ニ而直々調入堅無用之事

一別宅共諸祝儀之節遣し物相止メ候事

但仏事志之品茂同断之事

一当役手代共江戸大坂往来之節饒別送り物相止メ候事

一宅々出入着屋八百屋持運成丈目立不申様可被申渡候

一京江戸大坂松坂店々手代役料地代明辰春季々左之通

元方名代已上

七半掛

勘定名代

八半掛

平名代

九掛

後見

一諸祝儀之節店々并手代共同苗江祝物相送候義無用之事

一宅々江別宅手代并家督之者々夕暮祝儀并仏事之節志者無用ニ可致事

一当役并手代江戸大坂往来之節宅々へ土産物無用ニ可致事

一店々節蛭子講神事其店限内祝可致候

但右ニ付宅々江蛭子講内祝炙料年限中相止メ可申事

右之通申渡候間格別質素儉約相守一統無難相続可被致候、尤昨

寅七月申渡候通店々商振茂立直リ工面能相成候ハ、其節可相改候間心得違無之様急度相心得可被申候依而右申渡候処如件

天保十四年卯十一月

八郎次郎(高英)

宗 六(高就)

三郎 助(高益)

八郎右衛門(高福)

前段之趣承知仕候以上

八郎兵衛(高満)

右被仰渡候趣委細承知仕万端相心得取計可仕候

元之助(高映)

（以下同苗一二名連印省略）
三 都

惣 手代

元 方
通動支配迄

天保の経済政策は、幕府に商品流通の統制権を掌握しようとする意図があったとみる説と、予想に反した事態の進展にやむなくとった弥縫の処置であるとする見方があるが、いずれにしても、それは、すでに商品経済が発展して、幕藩体制はそれを統制しながら自らの土台に組み入れなければ体制自体の維持が困難になっていたことを示している。体制危機の深まりにつれて、抵抗するものはとりつぶし、それはさらに、特権的な保護を名目として、それと同時に商人の直接の収奪——御用金の賦課等の形をとって現われる。

天保一四年、莫大の御用金が大坂商人に課せられた。御用金は、宝暦以来行なわれたことであるが、それまでの米価調節等を目的としたのとは異なり、明らかに幕府財政の補填を主とするものであった。一五年五月の江戸本丸炎上につき「上ヶ金」の命令があった。『申渡』によると、繰り合わせが困難であると強調しながら、しかも「格別のことだから上納しなくては濟むまい」と六月金三千両をさし出している。

弘化三年二月の『改申渡覚』は一月一五日の江戸大火で駿河町店々・抱屋敷数十か所類焼の状態をのべ、天災とはいいながら近

年数回にわたる被害に、出費ばかり続くが、店々・抱屋敷は普請をしなくては維持もできない。繰り合わせのつき難い折柄、誠に「相統太切之庭」になつたと、一層の引きしめを要請している。

10 （申渡書） 天保一五年辰六月

申渡書

一去卯十一月申渡之趣一同致承伏暮方端質素儉約相守不都合筋無之儀典存候、然ニ昨年大坂御用金且此度御本丸御炎上ニ付為国恩上ヶ金被 仰付当節柄不融通ニ而被採合甚ヶ敷候得共格別之御儀ニ付是非上納不致候半而ハ難相済、近年出道而已打統則此間何れも拜見被致候宗被様御遺書場ニ相成候ニ付、同苗在居取縮候様不致而者難相成と心勞罷在候、依之此度賄料始猶又引ヶ方可申渡之処近来段々相改此上引ヶ方申渡自然不都合之儀出来候而者猶々難相済ニ付、格別相談を以此上引ヶ方不申渡候間銘々引ヶ方ニ相成候心得を以此未弥質素儉約相立、銘々手元ニ延銀出来候様厚可被相心得候、尤去十一月申渡ヶ条之内相馳候儀茂有之哉ニ相聞候ニ付乍過念左之通

一 繕普請并諸道具着類等有来ニ而為相濟候事
一 宅々諸出入之者平生出入相断候事
一 遊興筋并物見遊參所其外人集之庭所等当節柄別而相慎可申事
一 一漸加入来堅相断可申事
一同苗并奥向諸買物手元ニ而直ニ調入無用之事
右五ヶ条別而相心得不被申候半而者不相統之基候間昨年十一月申

渡書之趣急度相守聊不都合無之様相心得相統可被申、万一他借其外不都合筋之儀及間候ハ、無用捨急度可及沙汰候条、違背致間鋪候
右之通猶又申渡処如件

- 八郎次郎(高英)
- 宗 六(高就)
- 三郎助(高益)
- 八郎右衛門(高福)

前段之趣承知候以上

右被 仰渡候趣委細承知仕万端相心得取計可仕候以上
(元之助以下同苗一三名)

11 (改申渡書) 弘化三年午二月

改申渡書

天保一五年

前条去ル卯十一月並去々辰六月申渡之趣被相守一段之事ニ候、然

ルニ去月江戸表失火存外大火ニ相成駿河町店々并抱屋敷數十ヶ所

類焼天災與者乍申近来及數度絶言語辛痛至極十方ニ暮候事ニ候、

然レ者由店々者申迄茂無之抱屋敷可也ニ普請不致候半而者相統難

出来此出道莫太之儀然ルニ何れ茂承知之通近来種々大難差漉当節

別而不操合之折柄右之次第ニ而重々辛痛至極ニ候、誠ニ相統太切

之庭ニ相成候ニ付 宗様御遺書之通同苗住居取縮候様不致而者

難成心勞罷在候、就右同苗賄料始並手代共役料茂猶又引方可申渡

之処近来段々相改リ且諸品高直ニ而暮シ方六ヶ鋪趣自然不都合出来候而者猶々難相濟ニ付、至極及相談去ル卯十一月申渡候通其儘差置候間此旨被相心得、此末格段質素儉約被相守急度一廉相立銘々手元ニ遊銀出来候様日々厚被相心得永統肝要之事ニ候、勿論石之族ニ候得者臨時出道等之儀品ニ寄り不取敢不申候
右之通猶又改申渡処如件

- 宗 雅(高英)
- 宗 六(高就)
- 三郎助(高益)
- 八郎右衛門(高福)

前段之趣御尤ニ奉存候以上

右被 仰渡候趣委細承知仕万端相心得取計可仕候以上
八字郎(高基)
則兵衛(高福)

(以下同苗一二名連印省略)

三都惣手代
元ノハ通勤支配迄

嘉永二年閏四月には、元ノ・名代・支配人たちから、他の手代六二名宛に申渡している。それには「改革のため公辺・世間一帯に儉約続きで、その上三年前の弘化三年の江戸大火で市中はますます金融梗塞の状態で江戸三店の商高大減小、大坂は大家や西国

筋の得意があるので昨秋までは相当の売高ができたがこの冬からはやはり「不融通」の状態になり売高はのびなくなった。近来、蚕、木綿が不作の上、無株の商人たちが国々に入りこんで買入が多いため、作柄の割に格外の高直をよび、その上不景気のため小商人たちが無法の売崩しを行い、やむをえず、それに順じた売方をしないと売捌きがしにくい。その他米穀はじめ下直の品はななく、多人数を抱えていると経費ばかりかかって季々の勘定が整わず、相続にも拘ってくることになる。そこで慎方を毎々示談に及んで承知のはずなのに、その弁えが薄いためか不埒ものができ、役ずきの人にも不了管のものが出て苦々しいことである。そこで大検約商事勸方を示す（大意）と、仕入の事、その他細かい商売上の事柄一三か条を示して、状況の難しい当節でも相応繁昌している向もあるのは家内備えよく、儉約を守って励んでいるからである。一同商いに打ちこむようにと戒めている。

こうして改革の打撃と、度々の天災（火事・地震等）による莫大な被害が重なり合って窮状は一層深まり、毎回毎回、儉約仕法がたてられていくのである。嘉永二年七月になると同族一同、祖先の地伊勢松坂に引込むことまでが話題に上ってくる。

二年七月五日の大元方臨時寄会では、改革令が出てから八か年になるが、肝心の江戸表は少しも弛む様子がみえず、大坂表とて昨秋から不景気で「大銀売落」、「宗竺様御遺書の庭」にも後れたが、同苗一同伊勢に引こまなくてはならない場合になったが、世評もあることだから、つぎのような慎方を立てて行こうとその項

目を決定している。生活費を当時渡高の三分の二にして万事それを賄うこと、家原・長井両連家を願出通り手代並にすること。以上の決定に従って、詳細の申渡書を同苗・手代に廻した。

14（申談書） 嘉永二年酉七月

申談書

一天保八四年大坂変火之節彼地店主蔵茂茂類焼依之諸代呂物并手代子供ニ至迄衣類不残焼失、同九戌年弘化三年年当地出火之砌駿河町店々御抱屋敷數ヶ所御類焼、天災与ハ乍申誠ニ度々之儀一絶言語奉恐入候、然ニ天保十三寅年御改革ニ付夫々直下被仰出猶又正札ニ相改候旁工丈莫太之棄捐ニ相成重々奉恐入候、右之埋合商ひ之潤を以可致外無之故を以励方等京都 主中様方が毎々被仰渡、猶又夫々及示談候へハ何れも承知之事ニ候、然ルニ御改革年數相立候ニ随ひ世上衣類等相弛候由ニ候へ共、不融通故ニ哉御買物手薄にて商高大減少、其上近来持代呂物割ニハ札引中引筋相嵩別而諸色高直ニ付難用負旁其店限之入払難出来引勘定而已打統誠に日向に氷のことく、京都主中様方殊之外御辛勞被遊、去ル西年方御賄料御減少宿持手代共役料減シニ相成候所、猶又此度至極御相談之上御先祖様并宗竺様御遺書之御趣を以御申渡書左ニ

申渡書

一是迄度々難事打統其度毎ニ申渡之廉々承知之事ニ候、然ニ去ル寅年御改革後最早八ヶ年ニ相成候へ共、肝心江戸表不景気之趣

ニて商ひ高難乘立候旁勘定大不整誠に日向に氷とも可申哉中々以不容易時節ニ相成兼而宗^三様御遺書之場ニ相後れ候へ共於此処同苗勢地へも引越不申而者難相成、併世評之処も如何ニ付、猶又此程中立会遂相談、先年申渡之内此度相改左之通

一同苗宅々賄料

右当酉秋季々当時渡高之三割二ツ分ニ而万事相賄候事

一右三ツ割一ツ分丈元方備方ハ勿論本店筋諸代呂物於江戸大坂安売致し、右之妙を以致繁榮候様駈引肝要ニ候

一自家連家共表大戸并中門共ノ切手続之小家へ引移人数備相減し

費筋之儀ハ勿論万事相鍛ひ前書賄料三割二ツ分ニて相賄聊不都合出来不申様相心得可申事

一元方出銀筋定式之外臨時願筋堅聞届不申候事

一衣類之儀是迄儉約中上品ハ相慎可申之所、世上一統花美ニ相成候へハ自然与上品を相好候様成行、然ニ此度大儉約相建候上ハ以來別而綿服同様有来之品にて目立候分可致遠慮候、右折柄新規相拵候類無用古道ニ相心得可申事

一同苗江戸大坂其外共往来之砌見送り出迎等之儀宅々店々共年限中堅無用

一家原長井両家共瓮端御取建之節被仰渡之^(一)簾を以手代並ニ致しくれ候様書附を以願出、時節与ハ乍申氣之毒ニも存候得共、当節柄尤之筋ニ付、願之通聞濟遣し已来同苗列席相除改手代ニ申渡し則左ニ

一自雲

勘定名代上席

一伝 藏 平名代上席

一清 藏 通勤支配上席

右之通申渡候尤店表江出勤為致候廻文等ハ本店々差出し、店寄会仏参等者列席之通相心得役料筋本店が相渡し候事

一別宅宿入并支配組頭退役入家宿入共、弘之節為祝物差出し候共、年限中遣し物相止候事

一京江戸大坂松坂店々別宅手代役料減し方之儀申出候へ共当節余程之減少ニ相成候事故、是迄之通差置可申事

右之通猶又改申渡所如件

嘉永二年酉七月

宗 六(高就)印
助 八(高益)印

八郎右衛門(高福)印

前段之趣御尤奉存候以上

八 字 郎(高基)印

則 兵 郎(高満)印

右被仰渡候趣委細承知仕候方端相心得取計可仕候以上

元 之 助(高映)印

次郎右衛門(高愛)印

三 郎 助(高喜)印

則右衛門(高匡)印

宗 十 郎(高潔)印

謙 之 助(高敏)印

源右衛門(高測)印

（同年八月付長文請書省略）

元ノカ
通勤支配迄印

嘉永二年に現われる「伊勢住宅」の話といい、住宅取り縮めの実行といい、宗竺いうところの「諸国大変なと万々一有之、手前商売難成時節」と判断してのことではあるまいか。その頃の情勢から、体制の危機を予感していたのではないか。ところで、この稿でとり扱った史料のなかで、「大変」という用語は、大塩の乱と禁門の変の時と二回使われているが、大塩の乱による打撃が尾をひいていて、住宅取縮めのことも、御用金や打ち壇しその他のことを念頭においてのことであろうか。

三井部内ではその頃元方一の功納が減り、両替店一卷は寛政九年以来本建銀二五〇貫目であった所、弘化三年、四年は銀二二五貫に減ったのが、嘉永二年本建通り納めたので、精励の賞として、両替店限り役料が増加した。それにひきかえ、本店筋は近年引き続き減少し、大倅約を要したので元方から申論書をうけた。

15 〔申渡書〕 嘉永七年寅九月

申渡書

一天保十四卯十一月

一同十五辰六月

一弘化三年二月

一嘉永二酉七月

右之通追々倅約申渡置候所、其後迎茂江戸大坂売高兎角難乘立心痛之到候所、昨六月異国船渡来ニ付 御公刃諸侯様方始防禦御手当等ニ而專御倅約、右ニ順し市中弥不融通相成商向不景氣之折柄、昨冬於大坂表ニ莫太之御用金被仰出当節柄何卒小金ニ而相濟候様種々及歎願候得共御聞入無之大金御請申上候処、当四月 禁裏御炎上之節出水毛小川紅店等及類焼、其上当六月於江戸表亦々大金御用金被仰附何共当惑千万存候、尤打続出金難洪等申立及歎願候得共一切御聞入無之重々心痛千万此事ニ候、仍之是迄倅約申渡候上ニ候得共時節ニ応し如何様共仕法相立不申而者難相成且又近来店々勘定合前書本店ニ而者商向不景氣ニ付大不整両替店ニ而茂市中不融通之上近来火災等之先々何れも不儀理ニ相成塞物出来、別而当地大火ニ付大金高塞物出来、糸店間之町店去ル寅年御改革已来商之振合大相違ニ相成、勘定相立兼則両店筋近来之勘定合書取差出シ一覽候所実以相続ニ拘不容易時節ニ相成 宗竺様御遺書之通同苗勢地江引越如何様共大倅約相立候半而者難相成庭ニおよび種々相談中亦候於当地茂戱金被仰出重々当惑之至何分此度者江戸大坂ニ而御用奉相動候廉等申立何卒小高ニ而相濟候様歎願奉申上度候得共、世間格合も有之是又大銀之歎銀御請申上工文ニ而者大金之出道此末天災亦者不時出道等出来候時者如何可致哉と誠以心氣を痛候儀ニ候得共別段致方も無之、斯御時節ニ相成候時者如何様ニ茂大倅約相立天之冥理ニ叶ひ候様相慎候外無之、此度者是非勢地江引越不申而者難相成及庭ニ候得共、彼是世評之程も如何万一商事ニ相

障候時ハ是又大切之儀且者勢地江引越候時ハ不容易儀諸失却入用之程茂有之、至極相談之上右勢地江引越候儀者相見合(嘉永五年)一昨子九月三ヶ年之間臨時為手当賄料一割方増方致置候得共右当寅秋(嘉永七年)方相止メ、其餘ニも減方不致而者難相成候得共、近來諸色高直殊ニ賄料も追々減し方ニ相成候上之儀自然不都合筋出来候而茂難相濟格別勤弁を以前書之通去ル酉年申渡置候通賄料三ツ割ニツ分ニ而当寅秋々来ル未春季迄五ヶ年之間万事相賄被申候様申渡候、此旨承知勢地へ引越候心得を以住居向并人数備衣服等万事省略、賄料之内可相成者少々宛ニ而茂延銀相成候様取賄、元方江非常手当ニ預ケ被申候様ニ茂相心得可被申候

一京江戸大坂松坂店別宅手代役料之儀減し方申出候得共是迄餘程之減シ方且者当節柄骨折心配之儀ニ付是迄之通差置候事

右之通申渡候、猶又是迄申渡候ケ条々弥急度相守可被申候右申渡処如件

嘉永七年寅九月

助 八 (高益)
 八郎右衛門 (高福)
 元 之 助 (高映)

前段之趣致承知候以上

宗 六 (高就)
 則 兵 衛 (高滿)
 三 郎 助 (高喜)
 次郎右衛門 (高朗)

右被仰渡候趣委細承知仕候万端相心得取計可仕候已上

源 右衛門 (高潤)
 宗 十 郎 (高潔)
 進 藏 (高敏)
 壽 之 助 (高弘)

右御申堅之趣委細承知仕候誠ニ不容易御時節ニ相成何共奉恐入候右御時節柄私共役料格別之御思召を以是迄之通被下置御厚惠之段冥加至極難有奉存候猶一統申合尽精力少し茂御安心之庭ニ相成候様精勤可仕候以上

16 (申渡) 安政二年卯二月

元方寄会
 十二月二日

立会
 宗 六 (高就) 不參 茂 兵 衛 (中井、京本店加判名代)
 助 八 (高益) 清 次 郎 (小森、大元方元方掛名代)
 則 兵 衛 (高滿) 不參 勝 助 (中野、京阿替店勘定名代)
 八郎右衛門 (高福) 直 次 郎 (木村、大元方名代) 不快
 元 之 助 (高映) 在江

申渡

一天保十四 卯十一月

中塚徳次郎 (京本店)
 福田万右衛門 (大坂商會店元方)
 (以下三六名連名省略)

一同 十五 辰六月
一弘化 三 午二月
一嘉永 二 酉七月
一同 七 寅九月

右之通追々儉約建法申堅、毎々書取ヲ以申渡置候趣者申迄も無之、各逐一承知之事ニ候、其後迎も商高難兼立候ニ付、種々心配罷有候、然ルニ旧臘月廻ニ至、江戸表大火ニ而三店并抱屋敷等数ヶ所類焼、別而時も時肝心取入ニ差向ひ候折柄ニ而何とも致方無之、打驚只々当惑心痛罷有候、併売店ハ見込第一世評之程も在之候ニ付、不取敢仮家建及示談普請等漸々出来先々致開店此上者追々繁栄ニ趣不遠内埋合出来候様与折罷有候折柄、不計も当月十月二日大地震出火誠ニ前代未聞之大変ニ而店々始大損し土蔵等ハ半潰同様其外抱屋敷向同所之内類焼皆潰之庭所も不少、実以不容易事共如何共申様無之只々十方ニ暮絶言語候次第ニ有之候、併店々下々ニ至迄怪我等も無之火災之難を相逢候段全ク神仏之御加護与難有存事ニ候、右ニ付非常ハ難計候ニ付、其儘ニも難差置所ハ夫々手当取膳不致候而者難叶右入用等是又莫太之事ニ而実々は迄連々申渡候刃に打越極太切之庭ニ至既ニ商ひ向者追々売落出道而已相嵩、終功納ニも深く相抱り候時節ニ相成、且両替店筋迎も時節不宜ニ付市中不融通ニ而塞り物并滞口多ク自ラ公訴ニ相成候向も不少、糸店間之町店も去ル寅年御改革已来商ひ賑大相違ニ而勘定相立兼彼哉是心痛千萬無遣方斯凶変差湊候事天災と与ハ乍申全ク 御先祖之思召ニ相叶事も

可有之哉与奉恐縮候、依之此度格別示談之上極儉約申堅メ同苗中心を合我一与質素儉約慎方工夫自然与冥加ニも相叶候様銘々勵合、御先祖之思召ニも相叶、同苗一致之御建相頭候様致度事ニ候、於見聞いたし其功相頭候向者勸弁方も可有之候哉尤宅々賄料も追々減方相成候上ニ候ハ、何分前件之時節ニ相成候ニ付、無余儀来春季より三ヶ年之間賄料始夫々改左之通り

一同苗宅々賄料

一同役料名前料

一隱居料

右之分明辰年々元建サ掛ニノ相渡可申事

但連家賄料計ササ掛ニノ相渡可申事

一右ニ付別宅手代共役料も半減ニ減方相願候へ共追々歩引も致有之、且ハ當時之成行ニ付心配而已致候上奉公向已前二十倍骨折候事ニ付此儀も深ク察入候間何卒是迄之姿ニ差置度候へ共折角申出候忠心之程も有之何分前文之次第ニ付旁以不得止事任願左之通

一元方名代迄 (五五) ササ掛

一元家原長并共

一勤定名代 (六五) カサ掛

一平代見 (七五) 工掛

一後見 (七五) 工掛

一通勤 (七五) 工サ掛

右之通相心得可被申候色々前文之通り難尽筆紙時節ニ相成候事故、御送書ニも在之候通り主従一致之事ニ候へ者、何分ニも申

合銘々手柄次第ニ質素儉約相慎候様致度、左候へハ自ら天理にも相叶且ハ御先祖之思召ニも相叶不願して福を得商売繁栄ニも趣、不遠安穩之場ニ復し候様可相成道理ニ候、尤是迄者表向計儉約ニ相見得内輪之処不取締ニ付世間々も笑ひ請候事も在之趣相聞、実以御先祖へも恐入事ニ付、此所深く思慮勤弁致内外共急度相慎儉約相立世評も建直り候様呉々頼入事ニ候、且又商躰之儀ニ付斯も致候ハ、乘立可申与心付候事、其外為方ニも可相成義者聊無遠慮被申出候様いたし度候

右之通申渡候、尤是迄申渡置候ケ条之廉々共急度相心得可被申候仍如件

安政二年
卯十二月

宗 六(高就)印
助 八(高益)印
則 兵衛(高満)印
八郎右衛門(高福)印
元之 助(高映)印
三郎 助(高喜)印
治郎右衛門(高朗)印
源右衛門(高測)印
宗十郎(高潔)印
進藏(高敏)印
寿之助(高弘)印

右御申渡之趣委細承知仕候急度相心得万事質素儉約相慎可申候已上

右被仰渡候趣奉畏候時節天災与者乍申、近来打統種々大変ニ而御出財筋相嵩候上御家督第一本店筋江戸表商事難兼立旁不勤定御建之功納難出来此度格外減方御願奉申上候ニ付、不大方御辛勞被思召上是迄段々御儉約之上猶又大御儉約御仕法御建被遊候段奉恐縮候、誠ニ不容易及御時節御相統太切之場ニ候条、何分此上一統申合如何躰ニも尽粉骨相励追々工面能少も御安心之庭ニ相成候様丹精可仕候已上

家持手代一統 印
右被仰渡候趣奉畏候、猶又格別相慎万事質素取締可仕候當時身分ニ付此所調印仕候已上

同苗之内慎候者ハ 家原自雲(政由)
別帳印判取之 長井喜次郎(高厚)

天保末頃からは外国船がしきりと沿岸に出没、しだいに長崎はじめ諸港に來航するようになり、嘉永六年のペリー來航を迎えるのである。その年、江戸両替店は商況不振に陥るが、外国船の度々の渡來で、沿海防備を強化したことから、武器の需要が増大し、京糸店は諸藩へ具足毛糸を多分に売り捌いて、一時的に売上高が増加して、秋季目録は好成绩を示した。しかし、三井全体としては、経営がますます多難に向う情況であった。嘉永七年九月に出された『申渡覚』では、異国船渡來のため、幕府・諸侯はじめ防禦手当等で専ら儉約、市中は金融梗塞不景気なのに前年大坂で莫大の御用金の下命、当四月は皇居炎上の折被害をうけ、六月

には江戸でまたまた大金御用金の命をうけて、当惑し、これまでも度々儉約令を申し渡しした上であるが、両店筋とも相続に拘わる容易ならざる時節になったと述べ、『宗竺遺書』の通り、伊勢に引込みでもしなくてはと相談中「亦候」京都で献金の命があり、いよいよ大儉約を必要とするから、この秋から賄料三分の二に約めて向う五力年間万事賄ってほしい。伊勢に引越したつもりで、万事省き、少しあてでも「延銀」になるように賄い、元方へ非常手当に預けるよう心得てほしい。と申渡している。嘉永七年には海防費御用金を江戸で金五七〇〇両、大坂で銀三一〇貫目を差出してゐる。この頃からはまた、禁裏造営の御用なども命じられるが、当時の三井家の財力にはすでに余裕少なく、銀五〇貫を五力年に分納する仕末であった。安政二年一月二日はいわゆる安政大地震で、江戸の店々・土蔵・持家等が大破損し、商況はますます不振となった。それに対応して、年末、特別示談の上、慎方を工夫し、励み合うことを同苗間で申堅めを行っている。

安政四年二月の『申渡』は短いものであったが、改革以来天災も度々あって莫大な出費のみ続き、世上人氣もよまなく不景気の折柄つぎつぎと掛法申渡し、暮し方ならびに店々のことも格別心配のことは推察するとねぎらい、今後役料を閏月の分増方を渡すから、さよう心得、しだいに昔に戻って先祖を安堵させるようしてほしいと励ましている。

安政六年、横浜開港をみこして、江戸本店から幕府に横浜出店を内願し、二月二十七日、勘定奉行兼外国奉行から出店を仰せつけ

られ、六月一日開港と同時に横浜店（本店経営の売込店）を開設する。これは、呉服を商売とする本店筋が、うち続く不振を挽回しようとする対策でもあったが、その主たる生糸貿易の失敗と、外国奉行所御金御用達を命じられたことから、その御用預かり金の貸付に塞がり物ができて上納命令に対する危惧も加わり、ますます苦境を深め、一時は三井全体の存続さえ危ぶまれた事態に立ち至るのである。

三井にとって、開港が大きな劃期になることは疑いないが、ちょうどこの時期（安政五年——文久三年の六年間）における「家政」改革の史料は、どういう理由か不明であるが、今のところ見当らない。⁽²²⁾
つぎに検討すべき申渡しは元治元年一二月に書かれている。左にあげることにする。

19 (申渡書) 元治元年子一二月

申渡

一天保八四年大坂表変火後御改革或者御用金且江戸表度々火災地震等種々の儀ニ而引統莫太之出金筋差湊候ニ付、追々儉約仕法申堅候節ニ夫々書取を以申渡置候趣者申迄も無之各逐一承知之事ニ候、其後迎も本店筋兎角商事難乗立店々勘定不整ニ付種々心配罷有候所、旧冬十一月不存寄江戸本店自火ニ而終ニ向店糸見世焼失隣町迄も類焼ニ付、其向々江挨拶金差贈り其上右町々々借用金等強談被申掛無拠合ニ而出金詰り莫太之出財筋有

之然ル処当二月江戸神田四軒屋敷ノ出火之節、両替店類焼并本

店向店仮家迎も過半者類焼同様ニ付、本店筋之大難申様も無
之、仍而猶又種々改革仕法建等之儀評談中之所不計去ル七月十
九日当地前代未聞之變火ニ而漸々出水宅上之店紅店外別宅暖簾
中両三軒相連れ候迄ニ而其餘宅々々并別宅家督退役暖簾内不
殘類焼誠ニ絶言語候儀如斯累年之凶變ニ而失財筋相続、唯々十
方暮歎息苦心之折柄此度於大坂表大金御用金被仰出猶亦 紀州
様々も御立用金御頼談有之夫是其前件極難渋之訳柄を以種々歎
願候得共一向御聞濟も無之何共重々心痛千万之至ニ候、右之時
宜故同苗宅々々中々仮普請等相補理可申庭合ニ難至無拠借宅或者
同居等致居候得共店々之儀者商事懸引且家内備立も有之事ニ付
可成仮家為補理右入用是又莫太之儀ニ而実々是迄連々儉約建申
渡辺ニ打越此度之次第極々相続太切之庭既ニ 宗竺様御遺書ニ
御認被為置候庭ニも相後何其恐入事ニ候得者此度者是非共勢地
江引越不申而者身体之建方難相改筋ニ候得共当節之形勢且ハ引
越之失費入目茂不容易事ニ付此程中種々遂評談、先當時之所相
見合候而自今同苗勢地江引越候心得を以人数備相減衣類等も万
事切替質素ニ相慎店々ハ勿論別宅手代共ニ至迄此上格別之儉約
仕法相立不申而者不易之相続難相成尤宅々賄料始追々減し方相
成候上ニ候得共、前件之次第ニ付猶又減し方不致而者難相成儀
勿論ニ候得共、去ル七月火災後而米穀始諸式一倍高直ニ相成宅
々暮し方心配之趣ニ付、此上減し方申渡自然不都合筋出来候而
者猶更難相濟、依而至極相談之上都而是迄之通り居置改左之通

申渡候

一同苗宅々賄料

去ル戌春申渡候是迄之通

但賄料マ歩積用捨

外ニ去亥秋季ノ當春季迄諸式高直ニ付当分渡し高セ割方元方

ノ取替遣し置候分、此度出し切ニ致し当季ノ改諸式高直ニ付

下落迄之所當時賄料セ割方別増ニ申渡候

一同苗役料
名前料

一隠居料

一養育料

一江戸大坂勤番小遣并雜用

右四点是迄之通ニ掛ニして相渡候事

一元方ノ相渡候合力筋

右當春季迄之通別増セ割方諸式下落迄増遣し候

一連家賄料

是迄之通

其餘本家同断ニ申渡候

一同苗宅々仮普請之儀元方銀操工面次第追々ニ相建させ申積ニ有
之候事

一吉凶入用定之分力掛ニして相渡可申事

一凶事入用定之分ニ掛ニして相渡可申事

一同苗江戸勤番路用之儀道中宿々割増有之候ニ付是迄之通

但當時道中宿々旅籠料始都て高直ニ相成、路料不足之趣も及

聞候ニ付入加之分其時々書付ヲ以相願可被申候猶其節評議之上可申渡候

一 老分之者大坂表諸用ニ付往來雜用マ舟マシ、相渡し可申事 (三百三十)

但江戸路用之廉同様之事

一同苗大坂往來雜用マ舟マシ、エ掛ニ、相渡可申事 (三百三十一)

但前同断之事

一元方、出銀筋定式之外臨時願筋堅聞届不申、尤定之外入越等之願是又決而聞届不申事

一 御先祖様御鏡居之節先年申渡候通干鯛者相止メ可申事

一同苗年頭中元歳暮祝儀年限中相止可申事

但小袖料者格別之事

一 婚礼祝物

一 入家祝物

一 出産祝物

一 元服祝物

一 疱瘡見舞

一 暑寒見舞

一 江戸大坂其外往來之節餽別并土産もの共右七点之分年限中堅無用之事

但祝儀見舞等ニハ成丈当人罷出相互ニ疎略ニ不相成様江戸松

坂文通迎も同様相心得可被申候

一 諸道具類有來ニ而為相済新規相調候儀無用之事

一 衣類之儀是迄儉約中ニ候へ者、上品ハ相慎可申様度々申渡候得

共、世上ニ連候哉自然と上品を相好ミ候様成行然ルニ此度大儉約相立候上者已來平日綿服同様と相心得有來り之品ニ而も目立候分遠慮被致万事古道ニ相心得可被申事

一同苗江戸大坂其外共往來之節見送り出迎ひ等之儀宅々店々ハ

蹴上げ迄罷出可申候、其餘諸出入者勿論懇意之方逆も年限中堅

相断可申事

附店々勤番江戸往返之節見送り出迎ひとも其店々人限尤酒

飯等年限中無用可致事

一 御屋敷向同苗勤方并仏參其外他出之節駕ニ而往來無用之事併至

而風雨歩行難相成節ハ垂駕にて引戸駕無用可被致事

但老分之者格別之事

一 勤方ニ而旅行之節ハ引戸駕格別之事

一同苗妻仏參其外無抛他出之節歩行ニ而ハ却而自立不宜候間垂駕

ニ而可被罷出候、尤当節柄ニ候得者衣服等自立不申様随分古道

ニ相心得可被申事

一同苗宅々江往來并店々江出勤之節ハ供男無用子供召連可被申事

但動向之外自然供男召連候ハ、看板着無用

一 遊興筋急度相慎可被申事

一同苗髪附風俗別而当節柄ニ付成丈古道ニ相心得可被申事

一 宅々勘定場并茶之間召仕之人数格段相減し可被申事

但無抛義ニ而入來候共年限中酒飯等差出し申間敷事

一 宅々出入倉屋八百屋持運ひ成丈自立不申様可被申渡候

一 宅々其外下屋敷飯普請之儀難捨置者格別其餘者成丈相見合可被

申事

一別宅共宿入其外諸祝儀并支配組頭退役入家婚礼弘メ之節其店々
ノ建之祝物差遣し候儀故爲冥加手代方ノ祝物差出し候共年限中
遣し物相止候事

一当役手代共江戸大坂往來之節餞別送り物相止メ候事

一吉凶之節菓子等差出候儀堅無用之事

一年回之節志送り物無用且内仏江備物花計菓子料相止メ可申事

但凶事之節者其砌相談之事

一年回ニ付真如堂法事執行有之東陽院ニ而支度無用之事

天保九戌極月廻文差出置候得共猶又此度廻文爲差出候間其趣

ニ相心得可被申事

一年回之節百回忌者格別之儀ニ候へ共此末遠忌ニ相当り候ハ、其
時々相談之上取計可被申事

但年回之節真如堂江志之儀是迄之通相心得可被申事

一年回之節東陽院并同苗中手代方とも速夜參相断候事

但五月十月御祥月并七月棚経ハ是迄之通り

一同苗宅々之内真如堂墓所之儀 御先祖相様御石牌之儀者格別之御

事ニ候得共小兒等ハ有來之石牌江合葬目立不申様取計可被申事

一御屋敷向御音信定式差略難成ハ格別諸品高直之折柄ニ付三都ニ

而近来段々相嵩候、何分当節柄候間已前之マ割落其筋ニ寄サ割

落ニも致候様心得を以取計可被申事

一江戸大坂元方持普請三ヶ年見合可申事

但抱屋敷無抱向者其時ニ相談可申事

一京本店両替店元方糸店間之町店仮普請之儀夫々々申出候通追々
出来引移り申事ニ候へハ別宅手代共遠方借宅ニ居候而ハ御用向
差支可申間工面次第店々手近江引越候様可致事

一本店筋仕入方類焼之買先職人等諸事手配爲致買方仕入専工面申

付置候得者江戸大坂商向猶々出情無緩相助格別売高仕増候様懸

引可被致候、扱本店筋去ル天保八酉年大坂變火後御改革又ハ天

災江戸店々類焼等ニ而出金筋相累り金換六ヶ敷場も可有之候得

共、近来於江戸店度々大銀塞り高出来弥以融通難出来仕入元手

金差支候趣顯出、連年夥敷金高貸渡其功納減方相願不得止事

聞濟遣し、旁大元方備難相建何共心痛千万存候、右ニ付先年ノ

店取締商事勵方等之儀度々書取を以申渡一統承知之事ニ而聊如

才有間敷候得共、殊ニ当節至極太切之世柄ニ候得者三都店々猶

々一致申合、家内取締向治り方者不及申、万事質素儉約相守商

事向者、主從相之続大業ニ候得ハ、何分ニも時節と相あきらめ

申事ハ難成筋ニ候条、如何体ニも臨機応變之駈引を以爲相勵商

事繁榮季々勘定宜相整、元方功納建無滞相納猶連年之立用金等

も追々償方出来不申而者大元方備向難相立候条、皆々骨折之儀

者察入候得共猶又極真ニ打入り店々工面能一家安泰主從安心之

場ニ相基本本店規模相頭候様精誠厚配可被致事

一兩替店筋金銀取引万端駈合者不申及別而京両替店取組向類焼引

当有之分込も家屋敷建物皆無相成事ニ候得者、相对方手拔無之

様可被致、殊ニ近年人氣悪敷故大金之滯口も出来候趣ニ候得

者、取立方精々厚配可致者勿論、此末取組方格別相鍛ひ滯口等

出来不申様懸引專要ニ候、且江戸大坂店迎も当節柄ニ候得者、
万事手違無之様太切ニ氣配可被致候、糸店間之町店売掛取入方
第一ニ相心得商高相励諸事工面能仕向可被申事

一店々別宅手代日勤之者ハ当節人氣不宜時節ニ而、一入骨折心配
ニハ可有之候ヘ共、猶此上ニも厚氣配被致同役相互ニ申合例刻
方も早々出勤終日見張居猶自身ニも諸事手掛ケ候程ニ相心得益
惣容一致実意ヲ以相励候様勤務被致度、左候時ハ自然と上下共
動向油断出来不致道理ニ而、於我等も一入安心可致候間、此旨
別段申入置候事

一京江戸大坂松坂店々別宅手代役料地代共減し方可申渡之所書筈
ニ相認候通之次第ニ而、当節諸式格別高直之折柄銘々暮し方ニ
心配いたし、自然太切之店用向氣配薄く相成候而者難相濟ニ
付、至極相談之上江戸別宅共地代是迄之通致し遣し、且役料之
儀改左之通

一元方名代迄

去ル戌春申渡候通

エサ掛

外ニ當時役料ノ

セ割方別増

右者當時諸式高直ニ付致下落候迄此度方増方致し遣し候

一勘定名代

同チサ掛

外ニ別増前同断

一後見役

同ウサ掛

外ニ別増前同断

右之通申渡候

一店々繕普請之儀難捨置所者格別ニ候間、其節相届其余成丈相見
合可被申事

一年回之節両店々内仏江香奠去ル嘉永二酉年申渡候通已前之半減
ニ致し別宅共方真如堂志之儀ハ是迄之通と相心得可被申事
一同苗諸祝儀之節店々并別宅手代共方祝物相送り候儀無用之事
一宅々江別宅手代并家督之者ハ七夕歳暮祝儀且仏事之節志者無用
之事

一当役并手代共江戸大坂往来之節々々江土産物等無用可致事
一店々節蛭子講神事、其店限質素ニ内祝可被致事

但右ニ付宅々江蛭子講内祝炙料年限中止可申事

右之通此度改申渡候、申迄も無之候得共、同苗一家数代連綿相統
致候儀、全從 御先祖結構家督被為建置候御餘光ニ候得者、右冥
加之程を厚被弁格別質素儉約相守、御先祖以來祖先尊靈之冥加ニ
相叶一家不易無難永統致候様厚心掛可被申候、尤前ケ条之内賄料
之分ハ諸式下落致候ハ、其節之時宜ニ寄相改不申而者難相成候条
此旨兼而相心得可被申候、猶其餘之廉々者両店業駄工面能勘定合
宜相整候様相成候ハ、其節可相改候間心得違無之様急度相守可被
申候、依而右申渡処如件

元治元年十二月

八郎右衛門（高福）印

三郎助（高喜）印

次郎右衛門（高朗）印

右御申渡之趣逐一承知仕候急度相守格別質素儉約相慎可申候以上

元之助（高生）印

源右衛門(高辰)印

壽之助(高愛養子)印

弁藏(高喜長男)印

篤次郎(高潔)印

則右衛門(高敏)印

宗十郎(高猷)印

慶之助(高福五男)印

右被仰渡候趣逐一承知奉畏候、時節天災与者乍申近来打続種々之
變事ニ而御出財筋相嵩候上去ル七月前代未聞之變火ニ付、猶亦広
太之御失財絶言語奉恐入候、殊ニ御家督第一之本店筋不勘定御建
之功納難出来、剩へ元方ハ莫太之拜借金連年奉願候ニ付大元方及
御衰微不大方御辛勞被思召上追々御儉約御仕法御建被遊候段重々
奉恐縮候、誠ニ不容易御時節ニおよび御相統御太切之場ニ候得者
本店筋者奉申上候ニ不及何分此上惣店々一統申合如何体に茂尽粉
骨相励追々工面能相仕課少し茂御安心之場ニ相成候様丹誠可仕候
已上

三都店々

元ノカ

通勤支配迄 連印

ここで注目すべきはつぎの諸点にあらう。

(一) この前年一月江戸本店が自火をおこして、向店・糸店・隣町まで類焼して、その挨拶金をおくり、その上、その町々から

借入金などの強談をもちかけられて、これらによる出財が莫大に上ったこと。

物価騰貴の原因を外国貿易にあるとみた都市下層民は、とくに生糸貿易商を「御恩沢を忘れ」「一己の利益を貪る奸商」として憎んだ。とくにこの前年、文久三年九月中頃から、大丸・白木などとともに越後屋の名をあげて、「有用の諸品を夷賊共に相渡し候に付物価騰貴し、万民を困しめ候段不届至極に付、不日右買人候もの不残加天誅もの也」という張紙が、店頭や町角に頻々と現われた。このような動きがあったころへ、この自火を出したので、不穩の状況は頂点に達し、幕府に火事場の警備を願出たほどであった。町々に對しても余分の挨拶金を出すことにもなったのである。表通りの罹災者には一軒五両、裏店住には十兩ずつの見舞金をおくった。このような社会的圧力をうけたことが番頭たちの意識をも大きく動かし、失敗続きの横浜貿易に對する意欲をも一層そぐことになったのである。

(二) そのような状態のところへ、二月にまた江戸の火事で、まだ仮屋であった本店・向店も過半類焼同様の目にあい、京都では七月禁門の変による火災で被害をこうむり、これまた別宅のれん中二、三軒をのぞくほかは類焼した事こと。

(三) こうした折から大坂で大金の御用金の命があり、紀州家からも前立用金の類談があり、事情をのべて歎願しても聞きいれてくれない。

(四) 四同族たちは仮普請もならず、借家か同居で過ごしている

が、「商事懸引」や「家内備立」は欠かすことができないから、仮屋を補修して使っているが、これまた莫大な出費である。

(四) いよいよ伊勢に引込むべきだが、今の形勢ではその失費も容易ではないから、いろいろ評議して、引込んだ心得をもって、万事切替えて慎しみ、店々は勿論別宅手代どもまで、格別の節約をたてなくては、相続成り難い事である。生活費も、またまた減らさなくてはならないのは勿論であるが、七月火災後の物価高で、生活費をこの上減らして、不都合のことがおこったら、なおさら済まないことだから、すべてこれまで通りにすえおく。賄料は文久二年の取決め通り七掛、以下これに準じて、例の如く細かい規定を定めて、この困難な事態に対応しようというのである。

(五) 本店の苦境が、当時最大問題であったし、それは大元方の存続にも関したることであっただけに、おわりにふたたび本店のことが訴えられる。

近來江戸店で度々大銀塞り高ができて、ますます融通つかず、仕入元手金にも差支え、連年、願出によるおびたしい金額を大元方から貸渡している。その上功納金の減額も願出しているが、一方大元方も備を建て難くなっているから、万事節約を守り、商事向は主従相続の大業であるから、何分にも時節とあきらめてはいけない。臨機応変の駆引をもって励み、商事を繁栄させ、季々勘定も整え、元方功納も滞らないよう納め、なお連年の立用金などども段々と償えるようにしなくては、大元方の備向も立ち難い。一層

真にうちこんで、店々の工面をよくし、一家安泰、主従安心の場とし、本店の規模が顕われるようにしてほしい。」

(六) 両替店ハとくに京の店は取引先が類焼しており、殊に近年大口の滞口もあるから、精々気を配り、どの店も万事手違ないよう、仕向けること。

以上列挙したようなことから、一層危機感が強まり、さらにきびしい節約令が出されたのである。賄料すえおきということも非常な物価高のため、実質には下がっていることになるのである。

「史料一覽」につきにのせてあるのは慶応三年七月の分である。これも長文であるが、前文は殆んど元治元年のものくり返しである。この年もやはり大元方の危機を訴え、御用金の負担に對する苦衷のためこの年はじめて、「店々業体取縮」めて金繰りを手配するといっている。ひきつずき米価・諸物価古今未曾有の高直であることを述べ、現在のような形勢では末のなり行きが計り難い、尋常の心得では家督衰微は眼前にみえている。この上とも手元厳密堅固に備えることを要請しており、危機感は一層深まっている。

慶応三年は一月、睦仁親王踐祚、十月、徳川家は三〇〇年の政權を放棄した（大政奉還）。創業以來二〇〇年に及ぶ三井家も、その商業経営が破産寸前の危機にあった。つぎにあげる『口上覚』は一月付であるが、その月の九日、朝廷は王政復古を宣言し、新政府がたてられたのである。

口上覺

一 当今不容易形勢且本店筋必至与金繰差詰其上於江・横御用御預り金広大之塞り物出来候ニ付右何時上納可被仰付も難計、其期ニ至候時者忽御家大變之庭ニ可及、尤於元方者聊御備江金も無之、旁以此末御永統之程日夜恐痛仕候付右御預り金上納方之勸弁并江戸本店筋改革取締方之儀私共評儀之上元方通達之書状、乍愚案下書相認、此程喜作庄太郎徳三郎參上御賢慮奉伺候所、乍恐御同意被為思召、何分當時之形勢与申此姿ニ而者御相統之所深御心痛被遊、当節中々御外聞御厭被遊候御時節ニ無之且者市中動静も不定之折柄、旁以於近在相応之家宅も候ハ、御宅々御約り格別御質素御慎被遊候御思召ニ候得者猶店々之処私共へ御任セ可被遊候間、詰り御家御永統之所專務可仕御旨右三人之者へ巨細御示談被遊候段奉恐入候、全御数代連綿之御家御相統御太切与被為思召候御賢慮之程御尤至極感伏仕候、乍恐當時之御振合ニ而者実以元方入払季々勘定不足仕本店ニ而者不絶仕入金ニ差詰り居、其上此末江戸表之商事如何可相成哉何れ衰微可仕、於両替店も肝心御名目当節ニ付取立も難出来両店筋とも御家督者先ツ御目当ニハ難相成其上ニ江戸表横浜と茂御預り金皆上納被仰付候時者忽御家名御退転ニも可及、誠以御相統御一大事之庭に可至と深心痛仕、格別切替り大改革御仕法立之儀私とも愚存可奉同心得ニ御座候処、前条被仰談候段全御先祖様御餘光不被為尽、御家御長久之御基と難在御義奉存

候、依之不取敢打寄評談之上所々周旋仕候処、洛西太秦村ニ相応之売家在之候趣ニ付、見分仕候処間狭ニ者御座候得共建出し等可仕右ニ而乍恐御不省被成下、御同苗様方御引越御約り御住宅被遊度奉存候則絵図面入御覽、猶委細口上を以可申上候

一 右於御仮宅何卒凡十ヶ年程之間御慎御賄料格別御減御暮方御儉約被遊候ハ、追々元方入払も可成出来可申哉ニ奉存候自然御間

狭ニ候ハ、竹屋町棟御宅之義御堅慮奉同度候事

一 南御隠居御住居之義如何可仕哉御賢慮奉伺候事

一本店別功納并両替店江年賦納延納之事

一 江・横御預り金上納ニ付老ヶ年凡サ仙両之利足出道無御座大心痛仕候事

一元方様方之内御言人様為御勤番本店ニ而も御止宿御詰切、且御付言人之御積ニ奉願度候事

但御難用元方出しニ被仰付且御飲食等惣容同様奉願上候事

一 御宅々御賄料之儀昨寅秋季^(慶應二年)シマ割御増ニ相成候へ共矢張季々御不足ニ而無抛御出銀ニ相成候ニ付右を籠メ候時者御宅々寄御不同も有之候へ共、凡シウ割セシ割之御増方ニも相当り、乍

恐何共御不都合之次第奉存候則別紙之通ニ御座候、此後格別御

仕法御建被遊本建御賄料を以御暮し方奉願候事

一 御習字様方店々御出勤御心得方、往古々御定之廉江御基被遊候之様奉願度候事

但御宅々御召仕御人数御減之事

一 御宅々大御改革ニ付而者御台所役之銘々江精々御談被遊候様仕

度奉存候事

一 松坂御宅々御逼塞之事

一 江戸表御勤番様御雑用并御道中御入用且御餞別御土産物等之事
一 御宅々々元方筋臨時出銀御願之義、御年限中御聞届無之様仕度候事

但御吉凶ニ付無拠御出方之分者格別御勤弁奉願度候事

一 江戸大坂御地面御抱屋敷并稻荷町御抱屋敷等御捌之事

一 三都御屋敷方御附届之義、是迄より都而半減之積を以取計仕度候事

一元方并店々江御引当御道具類之事

一 紀伊様御扶持方之事

(慶應二年)

(十三)

一 店々別宅共御役料之義昨寅秋々当時御渡し方之シマ割御増方結構被仰付、以御蔭是迄可成取賄仕来難在奉存候、今般格別之御改革御立被遊候儀ニ付明春々御増方返上仕自今御本建御役料ニ奉願度、則別紙調書奉入御覽候、宜御下知奉願候事

但平名代以下御役料之儀者追而御伺可申上筋も御座候哉ニ奉

存候事

右之通御賢慮奉伺候以上

慶応三年卯十二月 永緒太郎右衛門(印)(京大元方名代)

中井茂兵衛 在江(京本店元方掛名代)

中塚徳三郎(印)(京大元方勘定名代)

中村徳兵衛(印)(京面替店元方掛名代)

吉仲庄太郎(印)(京本店加判名代)

木村忠兵衛(印)(京上店加判名代)

川村喜作(印)(京間之町店加判名代)

土方治兵衛(印)(京大元方加判名代)

中野勝助(印)(京面替店元)

八郎右衛門様(高福)

三郎助様(高喜)

次郎右衛門様(高朗)

右に掲げた慶応三年一二月の『口上書』は、この稿の最初に触れたものであるが、維新の緊迫した情勢のなかでの京重役たちからのさし迫った建言であるだけに、冒頭から問題の中核に直入する。左に重要な点をあげる。

(一) 当今、容易でない形勢にある。かつ本店筋は金繰詰り、その上江戸・横浜の御用預かり金に大きな塞り物ができ、いつ上納命令がくるか計りがたく、即時全部ということになったらお家大変、家名は「返転」にも及ぶこと。元方には少しの備え金もなく、この末永統のほどはわからない。それで、預かり金上納の勘弁と江戸本店筋改革取り締り方の義を評議した。

幕府の横浜御用所の預かり金の貸付は主として、横浜貿易の系商人に対するものであったが、これのこげつきは、生糸貿易の失敗とともに、三井にとって最大の問題であった。横浜開港以来の本店の苦境も大きな原因はこれらにあったのであって、この問題は大きくもちこされてきた。なお、その上納によって一カ年およ

そ五千両の利足の出道をも失うことになる。

(二) 両替店にしても、肝心の幕府の名目が当節の次第で通用せず、貸金の取立もでき難く、本店も両替店ともに家督(相続)の目当にはならなくなっている。

(三) そこで、市中動静も不定であるし、評議の末、洛西太秦村に相応の売家をみつけたから、同苗は全部そこに引越して格別質素に十年間はそこで慎んでほしい。

これは非常に具体的な建言であつて、絵図面まで準備して、口上で話すという。そして、同苗のうち元方役一人だけ勤番にあたり、本店にでも宿泊して詰切りにし、飲食など手代同様にしてほしい、同苗賄料も前年秋、本建の一三割に増したのに、物価高とはいえなお不足で割増しになっている。これは家によつては一九割二〇割にも当ることで何とも不都合の次第であるときめつけ、本建通りで賄つてほしいといつている。太秦引越のことは実現せず終つた。

(四) 種々細かい具体的提案のなかに、江戸・大坂の地面・抱屋敷・京稻荷町抱屋敷など処分が出てくる。これも従来みられなかつたことである。

この『口上覚』は、明治維新期の三井家の危機に際しての重役たちの必死の建言であつた。

22 (二示談書) 慶応四年辰七月

一今般 朝政御一新被為仰出候ニ付普天率土之浜ニ至迄変革之御

時節ニ付手前宅々始店々一体旧弊旧格不泥万端大改革相建不申

而者中々相統難及就中本店筋之儀者先年来種々之大難渋打統、肝心元手金差詰是迄両替店并元方々数度大金操廻し遣候得共、諸品未曾有高直之凌も可有之哉、何分漸々不手廻し趣就而者店々商ひ向も難乘立難用負之姿、肝心根本之本店右之次第に付、

実ニ寝食不安心痛無此上存候、尤近来時節六ヶ敷付而者三都共何れ之商人も専相もかき、殊更兵服唐物類之現銀商町並ニ小店を開キ小人数ニ而主人自身ニ商ひ致、買人衆之便利専ニ相働、各々互ニ其下を潜リ内証向之諸雜費を減シ鏝目利屈宜様之仕方ニ而同商売之者夥敷出来候ニ付、手前店者勿論外大店向迎も甚商ひ致憎く実以大難渋之時節と相成候上、当節世風一變化

ニ付、猶其上ニも工夫を懲シ東西南北ニ奔走シ我一ニ専苦配被致候趣及聞候、尤此方商之仕方前々々大旨宜被建置候得共時機ニ応シ千變万化之懸引可致義者勿論商人之定業ニ候、既ニ大元

方定書之中ニも左之通被認置候
一店々規矩建商之仕方三ヶ年宛ニ而相改時節到来之行方ヲ以商

ひ之仕方可申渡候、最初建置候通それなりニ指置申間敷事
右之通有之候定而別宅手代之銘々承知之事と存候、別而前條ニ相

認候通、世之建替外商人一生懸命相働候折柄、手前は迄之仕来リ商ひニ而者所詮多人數之主従相統思ひもよらず候、加之諸雜用向

未曾有之高直宅々始店々一統入用格外相嵩候故店々商徳無少其上元方ニ而者江戸大坂共町入用多候而、家方宿料取皆無同様ニ付入り道者追々減し出方者季々定式之外年々臨時出金筋多旁以於大元

方聊之備金も無之而已ならず季々入払不足相成、無廻両店功納之内先納為致相凌居候程之儀、此向ニ而者手前一身上年々及疲弊終ニ者衰滅ニも可至別而當時形勢万一火難其外臨時出道出来候時者如何ノ共手段無之、忽三都店々閉店之外有之間敷寔ニ家名一大事之際ニ相成重々深勞致候、殊ニ前条之通天下御一新之折柄此機會ヲ取込し候時者迎も中興之大業難相立候間、中々旧格ニ泥ミ或者外聞を厭候時節ニ無之候へ者、本店者不及申店々宿持之銘々始惣役人共ニ至迄、當時務ヲ深致別弁発奮して、第一店々商之仕方且家内取締改革向其餘同苗宅々締リ方等之儀も役柄之高下ニ不構、智思を不論、唯々御一新之御趣意ヲ基として家の為を存、聊も無服職銘々存入相認大元方へ差出し可被申候、尤三郎助勤番在江中ニ候得とも、何分家名存亡之境、手延ニ難打過一大事ニ付、呉々も不置早々存入可被申出候、其上ニ而主従打寄少し茂我意不立、広く衆議公論を尽し、猶三郎助婦京次第万端令決定何分ニも同苗宅々始店々復古一新して家名永統之基礎相建度志願之外無之、此旨訳而及示談候以上

慶応四年辰七月

八郎右衛門 印

三都 本店

同 兩 替店

其外

三都 店々

別宅 手代中

支配組頭以下役人中

惣 手 代 中

維新政府が樹立されてからも、三井家内の問題はいうまでもなくもちこされていく。

(一) 朝政御一新、何ごとも変革の御時節であるから、当方宅々店々一体も万端大改革をしなくては維持できない。なかにも本店筋は先年来難渋が続き、肝心の元手金がさしつまり、これまで両替店、元方から数度大金をくりまわしたが、未曾有の物価高のため、不手廻しになり、経費倒れの状態である。近年三都の商人とも、ことに呉服・唐物類の現銀商が町並に小店を開き、小人数で、主人自身商いをし、客の便利專一に働いている。そのため当方の店はもちろん、他の大店は非常に商いがし難くなっている。その上世風一変して、商人も工夫をこらして東奔西走している。時機に応じて千変万化の懸引をするのが商人の定業であって、「大元方定書」のなかにもそのようにかいてある。世の建てかえに加えて、他の商人は一生懸命であるし、当方だけこれまでの仕きたり商では、多人数の相統は思いもよらない。

(二) 大元方は、年々臨時出金が多く、収支つぐのわず、よんどころなく両店功納を先納させて凌いでいるほどで、身上は年々疲弊し、ついには衰滅にも至り三都店々は閉店するより他なくなろう。真に家名一大事の際である。天下御一新の機会をとりはずしては中興の大業も成立し難い。復古一新して家名永統の基礎を建てたい。

この稿でとり扱った天保八年から慶応四年（一八三七—一八六八）

にわたる三二年間の時期は、いわゆる幕藩体制の崩壊期にあたる。その構造的な矛盾があらゆる面ですます深刻になり、幕末の動乱に突入するのである。天保改革の項でみたように、幕府は体制建て直しの諸々の改革令を発したが、それは、歴史の新しい進展（農民的商品生産・商品貨幣経済・国内市場の発展等）に適應することができず、改革のなかで、ようやく前進しつづあった農民の商品生産・農村手工業などを抑えながら、むしろ一連の儉約令によって収斂の拡大を計ろうとし、抵抗する諸階層に対しては抑圧の強化をもって臨んだのである。そのような保守的施策の強行のために、農民からも、商人からも、さらには一部旗本や大名からさえ抵抗にあつて失敗し、いっそう矛盾を深める結果になる。商業資本については、ますますそれに頼らざるをえない状態にありながら、旧くからの特権的商人層に依存して、御用金等を増加する反面、市場の新しい発展を極力抑える政策をとった。商業資本の側は、そのような状況の下で自己保存のための必死の対応策を講じなければならなかった。三井の連年の「儉約申渡書」は切実にその意味を表現している。

天保改革の時期には、毎回の「申渡書」の冒頭に、きまつて「御改革」・「お触れ」の趣旨に「不違様」という文句が書かれていた。それは封建権力のもとで育ち、生きのびていかなければならなかった商家としての避けがたい構えであった。「申渡書」は体

制内で、「家」と「家産」の破滅を免がれ、その永続のためにとりうる最善の道を考え、その着実な履行を要求しているのである。そこには、時の政策や災害等の事態によって迫られる窮状を訴え、そのままでは「相統難成」く、何とか打開して「家」の存続を保とうとする心情と方策が現わされている。

しかし、事態をきりぬける方策の中心は、一途「儉約慎方」にあったことが特徴的である。

それら「儉約仕法」の内容は列挙した史料にみる通り、まず同苗賄料（生活費）の削減、その役料・手代役料の減額・服装・外出時の規定、旅行・吉凶時の経費節減等詳細にわたる規定が行われている。同苗賄料については、天保期は本建の九掛から八掛、嘉永二年には三分の二、安政二年は最低であつて五掛に減らしている。但し同年、連家と元 Δ から元方名代までが五五掛、勘定名代平名代六五掛、後見七掛、通勤支配七五掛と下に厚くなつて一三割にふえたが、慶応三年二月には本建通りに戻すことになつた。これは物価高によるもので実質にはどの様な比率を示すかは、今詳しい計算を出す余裕がない。

これらのことがくり返しくり返し、京都から、江戸へ、大坂へ、松坂へ、書き送られていたのである。しかも、同族各家の節約の目的は、もちろん単に消費の切り詰めだけであつたのではなく、危機をきりぬけるための営業方針として出されたものであり、商業資本の、この時期における、消極的な蓄積の方法を意味したの

である。

たとえば、天保一五年六月の『申渡書』および弘化三年二月の「改申渡覚」にみられる「延銀」・「遊銀」（ともに注参照）は、明らかに節約の目的が蓄積の内容をもったことを示している。嘉永七年九月の「申渡書」でも、伊勢に引越さなくてはならない場であるが、それを実現することは容易でないことで「失却入用の程」もあるから、それは見合わせて、引込んだ積りで、住居向・人数・衣服など万事省略し、なるべく賄料のうちから少しずつでも「延銀」ができるよう取り賄い、元方 非常手当として預けるように心得るべきである、といい渡している。

このように商人の儉約とは、収斂を目的とした幕府の儉約令とはちがって、それに抵抗する商業資本の運動であったとみるべきである。

もともと、「大元方」という統轄機関からこのような形の「申渡書」が出されたこと自体注目すべきことである。三都に営業店をもっていたことにもよるが、かならず同族各家と営業店の重役たち（時にはそれ以下平手代までも含めて）の請書を求め、捺印して「堅く相守るべ」きことを誓う仕組であった。そしてそれが最も大切な一つの伝統としてずっとはたらいっている。同族および各店がこのような形で統轄的に運営されたこと自体に、家父長的な所有関係にたつ「家」制度とその機能がそのまま現われていると考えられよう。

ここでは、店の雇人は、資本制における会社の従業員とちがっ

て「家」制度の内部の従属的な身分であり、同族との関係では主従関係にあった。「申渡書」のことは使いにしてもその点が明らかに表われている。「雇人」にとつて同苗たちは「主中様」であり、同苗と雇人との区別は劇然としていて、移動することはなかった。

「申渡書」の形式と内容をもても、家と店（経営）とが密着している様がよく解る。「宅々店々」とかならず書き並べ、条文も同族各家の家政のことと店のこと・手代たちについてのことが、整頓されず交ざり合って書かれている。また、請書の形式も順序も、まず年長の同族が署名し、つぎに平同苗、つぎに重手代たち、それ以下は一枚に何段にも書き連ねられて、連印の形をとっている。全体のことば使いにも上下の礼が現われている。

「大元方」或は「元方」の制度は三井に限らず、多少なりとも大経営の商家では、たとえば住友・下村・柏原、および地方豪商にも同じような機構があったことが知られている。三井にしても、下村にしても、経営の規模が拡大されて統制を必要とした段階に、それが設けられた。同族共有財産制を基礎とする「大元方」制度は、同時にそれによって家計と経営の一応の分離が行われていたことであり、根本においては、同族も、「家業」としての営業店もともに一種の家父長的関係の下におかれていたのである。三井大元方は三井家同苗の共有財産Ⅱ「家産」の管理と「家業」としての営業店全体を総括・統制する本部機関であつて、のちの三井合名会社・三井総元方・株式会社三井本社などのいわば前身

をなしたものとわかれるが、それらとどうつながるか、それぞれの性格に、それぞれの時期に照応したどのような差異があるかを明らかにすることは、今後の研究によらなければならぬ。

前記のように商業資本は、このような「家」の共同財産として、統轄的な運営を通じて機能する。そして、そのことが、最初に述べたように、経済情勢・政治情勢の変化にあたっての対応の仕方の規定していたのである。

三井商業資本は、体制に順応しながらも、すでに独自の道を歩もうとしていたことは、前述したように数ある「申渡書」の随所にうかがえることであった。嘉永二年七月五日の大元方の臨時寄会の記録では、天保改革以来八年になるが、その厳しさと困難な情勢が少しも弛げそうにないことを歎いており、その後の度を重ねての莫大な御用金の重荷には、「亦候……」と困惑して、これを免れんことを歎願し、やむなくは能う限りの少額に切り下げ、あるいは交渉に数カ月を費して謝絶した次第などが明らかである。非常に約ましい表現でありながら、それは商業資本のそれなりの抵抗を意味することであった。

この稿に列挙して紹介した史料を通して、幕末における三井の動きをのぞきみたところ、つぎのことがいえると思う。それはつねに経済情況・政治情況・社会情勢を深く観察して、その変化・推移に応じて一定の見透しをたて、敏感に対応策をたてていったことである。「明治をむかえて……三井は新状態への対応がきわめて積極的であった。」といわれるが、以上のような伝統的な姿勢

が、そこにつながっていったのではなからうか。

維新の前、三井は「利」のために両天秤にかけたということがいわれるのは、「家」と「家産」と、したがってその永続を第一主眼として機能する家父長的な商業資本そのものの性格であった。

慶応三年二月九日、王政復古令によって明治政府が成立すると、同月三日、大蔵省の前身である金穀出納所が新設された。

その直後に、小野・島田とともに三井三郎助がよび出されて同所御用達を申し付けられたとき、三井は率先して請書を提出し、金千両を献金した。この時期から、三井の新政府支援の積極的動きが公然となった。

そして、慶応四年の『示談書』になると、その冒頭には「今般朝政御一新被為仰出候ニ付普天卒土之浜ニ至迄^ニ麥革^ニ之御時節ニ付……」と、「御一新」・「麥革の御時節」ということを即座にうけいれている。そして、「天下御一新之折柄、此機会ヲ取逃し^{（おぼろ）}候時者迎も中興之大業難立候間、中々旧格ニ泥ミ或ハ外聞を厭候時節ニ無之候ヘハ……」店々惣役人に至るまで、商の仕方、家内取締改革などについて、役柄の高下、智愚を問わず、御一新の趣意を基として、大元方へ意見を差出すよう、その事は一刻もうちおけない。その上で主従うちよって「広く衆議公論を尽」し、何分にも店々復古一新して、家名永統の基礎をたてたい、と結んでいる。

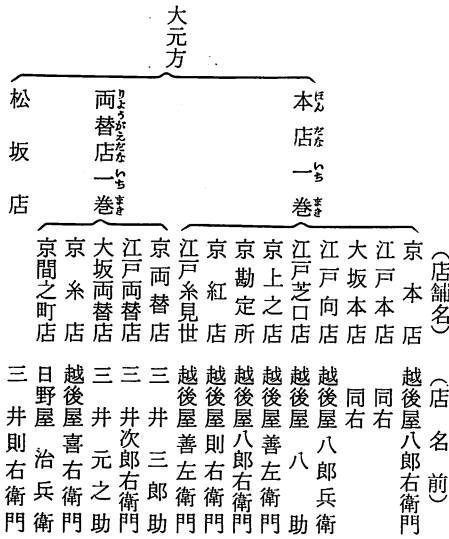
五力条の誓文が發布されたのがこの年三月であった。その重要な簡条を文句なくとりいれているのである。

商業資本は新しい内外の情勢の下に、新たな発展を迎えよ

うとしていたのである。

本稿では、幕末における「儉約申渡書」という極めて限定された史料によって、推移する歴史的な事態に対して対応していった三井商業資本の姿勢を検討してきたのであるが、そこから、幕藩体制下における三井「家政」の実態および性格がいく分でものぞけたはずと考えられる。そして、維新後資本主義の成立と発展の諸段階に、それとの関連において「家制」がどう変ったか、どう変らざるをえなかったかを検討していくことがひきつづく課題となろう。

(1) 江戸時代三井店組織の概要



(2) 持家。宅地所有。これを担保に御用を引きつける。大元方もち・本店もちと両替店もちがあった。

(3) 別家の一つ。通勤支配以上で一軒家をもたせて独立させた手代。大体自分の家業をもっていないが、商いを行うばあい、越後屋をなめるが、呉服物は扱えない規則があった。ここに参考のため、店々名目役柄の名称と順序とを表示する。

平	上座格	上座
連役格	連役格	役頭格
役頭格	組頭格	組頭
支配格	支配格	支配通勤格
通勤支配	後見格	後見
名代格	名代	勘定名代格
勘定名代	元方掛名代格	元方掛名代
加判名代格	加判名代	元格
元	大元格	大元

(隠動)

『店々役人名鑑』『三井家編纂室編、大正四・七。中井信彦「三井家の経営——使用人制度とその運営——」『社会経済史学』第三一卷第六号、参照)

(4) 重役の相続人

(5) 番頭のやめたもの

(6) 大元方からの援助金

(7) 三井家では享保一八年に符帳が定められた。同年二月の『商録記』(三井文庫所蔵史料 本九五八)には一六種が記されているが、そのうち通例用いられたのはつぎの二通りであった。

一 二三四五六七八九十番 通用又ハ口荷帳也
イセマツサカエチウシ舟

曾野見江佐留そのみえざるとんをいけ所於戒敬 口荷帳也

(8) 三井文庫所蔵史料 別二二五七一—三

(9) 親分について、『宗竺遺書』(注10参照)につきの規定がみられる。

親分之事并仕置之次第

一 親分ハ一家惣親分と相心得其以下の者共実の親のごとく能仕へ其志にたかはず申付る品急度相守可申候、宗印(三男家初代高治)・宗利(四男家初代高伴)迄ハ大元四軒の本家候間順々親分ニ致し可申候、夫過候ハ惣領家故八郎右衛門(惣領家第三代高房)親分に罷成可申候、併八郎次郎(九男家初代高久)・宗八(十男家初代高春)者我等宗栄(二男家初代高富)養子に宗寿被致置候事、乍去老分之者ニ候へハ、八郎右衛門後見に兩人一代罷成可申候、諸事相談を以家法旁可申付候、扱八郎右衛門果候後ニ至忒幼年に候ハ、順々に本家六軒之内年かさ成もの兩人宛親分に罷成可申事

(10) 宗竺一惣領家第二代三井高平。家祖高利の長男。承応二

年四月二七日(元文二年閏一月二七日)(一六五三—一七七)寛文九年(一七才)から貞享四年(二月一日)(三五才)まで三井の代表名八郎右衛門を称した。元禄一五年五〇才の春から歿するまでは宗竺と号した。

『宗竺遺書』一高平、七〇才の時。享保七年一月一日。父高利の元禄遺書を敷衍して三井家家法を定めた。

宗竺遺書之趣一『宗竺遺書』につきの箇条がある。『……勿論右賄料之建者手前當時繁昌之最中相定候間此末商德何程余慶出来申時節とても於賄方者右員數ノ外加増之相談末々曾而仕問敷候畢竟身上向之儀者内建を以くりに氣を付候へ者如何様とも遣ひ合せ申事候、勿論右定之銀高聊以勘略かましき建にてハ曾而無之上者銘々冥加と存常に儉約之心はなるへからざる事

但此末万一江戸京大坂火難其外時節到来にて商徳之出目無数不勘定之節ハ其時の親分又者元方掛り之もの共より賄料減少之趣可申渡候間、兼而其覚悟も可致置たとひいつ迄も不相変繁昌致候とても元来、町人者録無之物ニ候へ者五七年に一度ツ、皆々申合儉約を仕右定の賄料半季之遣方を考ケ年に遣合せ候様に折節者身上之芸古可仕候、然者家のため身のため冥加彼是以可然儀ケ様の事も兼而思慮を可存事

(11・12) ともに連家

(13) 元之助以下の連印者はつぎの通りである。

次郎右衛門（高愛）、則右衛門（高匡）、源右衛門（高良）、伝藏（高厚）、八助（孝令）、八十助（高喜）、宗十郎（高潔）、清藏（政由）、十一郎（高尚）、進藏（高敏）。

(14) 大元方が設立されたのは宝永七年（一七一〇）であるが、各營業店は、ここから資金と運轉資金の出資融通をうけ、独立採算による経営を行った。この時定められた元建金は兩替店が三店合計約三三六〇〇兩、本店の合計四万兩であった。この資金に対しては店ごとに定められた割合の利益配当が義務づけられており、これを功納金といった。本店は年三割、兩替店は京・大坂が年二割、江戸店が一割七分、これを二期に分けて納めることになっていた。利益金の残りは各店に積み立てておき、三年目ごとに決算を行って、その一割を褒美銀（賞与）として店員に分配し、その残額全部を大元方に納める規定であった。これを「三年勘定臨時納」と称した。順調の時は功納金を上廻る額になった。運轉資金の方は繰替金とよばれて、銀千貫目以上借りれば年利七歩、五百貫目以上九歩、五百貫目以下一割の利息を二期に分納する定めであった。

この年、この規定通り納め難くなって、本店は三割を二割に、兩替店二割を一割に減納を願ひ出たわけである。

この分配の率については、三井文庫所蔵史料 追三三六六、割方之歩建『割褒美規矩』（兩替店）の元文二年五月の規定につきの条文がある。

一別宅致罷有候もの江者割渡申付候以後四年目之春相渡候定、此外店ニ罷有候もの願ニ付至極無抛入用承届ケ候ハ、年五歩之利付ニ而内貸し為致可申事

一大元ノ役 頭二六之法

（以下四行張り紙）江戸大坂大元ノ者歩數（五十五）サシサ歩ニ定置候様、安永二癸巳年五月高弥様（三男家第三代、當時五五才、親分）被仰付候、尤此段記置候様被仰付候

但大元ノと申役柄無之時も可有候、又三店ニ二人或者三人可有之も難計候得ハ壹割難相定候へ者時ニ至差図可申付候

- 一元ノ役 四拾五歩
- 一加判名代 四拾歩
- 一元方掛名代 貳拾五歩
- 一名代役 拾八歩
- 一通務支配人 拾七歩
- 一支配人 九歩
- 一支配人格 七歩
- 但支配人並ハ九歩
- 一組頭役 六歩
- 一組頭格 四歩
- 但組頭並ハ六歩

一後見と申役柄兩替店ニハ無之候、若此法入用之時ハ拾四

歩

一たとへハ三年之内支配元年組頭武年ニ候ハ、支配人之法
九歩と組頭之法六歩式ツノ式拾巻ヲ三ツニ割七歩之法也
余可准之事

一三年之内元年或ハ武年平ニ而其余名目役相掛り候儀有之
時ハ平之法三歩ト建平均可致事

元文二年丁巳五月

宗 清 (高房) 印

八郎右衛門 (高方) 印

八郎兵衛 (高副) 印

三 郎 助 (高美) 印

治郎右衛門 (高博) 印

元 之 助 (孝紀)

(以下、宝暦八年六月、寛政三年六月、寛政一年三月の
規定が記載されており多少の訂正があったが略す)

(15) 元之助以外の連印者はつぎの通りである。

次郎右衛門 (高愛)、則右衛門 (高匡)、源右衛門 (高良)、

伝蔵 (高厚)、八十助 (高喜)、宗十郎 (高濂)、清蔵 (政

由)、十一郎 (高尚)、進蔵 (高敏)、八之助 (高洩)、八助

(孝令)。

(16) 利益金。「ますます質素儉約にして、銘々手元に延銀が
できるよう心得るべし」というのであるから、商売による

利潤とは違うのであろうが、ここでは同じような意味に考
え、質素儉約はして蓄積しろということであつたらう。節
約と蓄積とがかれらにとつて同義語であつたらうことを示
している。

(17) これも天保一五年の『申渡書』に、めいめい手元に「延
金」ができるように厚く心得ろといったのと同様に、儉約
によつて余した貨幣であつて、やはり蓄積手段であつた。

そうした蓄積を有効に機能させる表立たないものがあつた
のではあるまいか。そしてあくまでも永続が肝要であると
くり返し、そのために必要であるといふのである。

(18) 連印者は次の通りである。

次郎右衛門 (高愛)、源右衛門 (高良)、則右衛門 (高匡)、

八十助 (高喜)、白雲 (政由)、伝蔵 (高厚)、宗十郎 (高

濂)、清蔵 (政教)、進蔵 (高敏)、八之助 (高洩)、八助

(孝令)。

(19) 『宗竺遺書』につき簡条がある。

一若末々に至諸国大變なと万々一有之手前商売難成時
節、其外天下一統の御儉約にて商賚無敷罷成、是迄の格
式に渡世難成時一家之もの京住宅にては身賚の建急に改
申儀も難成物ニ候間、左様之砌者惣領家一軒計京住宅に
致し、相残る同苗者不残妻子共に勢州へ引越申積りに可
相心得候、不好事なから遠きをもんハかり無之者近きう
れへの禁言、依之右之通思慮致し置候、然者同苗のもの

兼而此大むねに呑込可能在事

但惣領家たりとも其節の様子により伊勢住宅致品も可有之事

ここにも、「家」の性格ばかりか、家業の運営が家父長的であり、商業資本の存在形態も、それによって制約されていることが表われている。

(20) 『申談書』は重役たちから発せられたものであろうが、「右之埋合商ひ之潤を以可致方外無之」と書かれていることは、店を預かる者として当然のこととはいえ、商いの道をはっきり表明していることが注目される。それは、すでに時の権力には頼れず、またその政策の前にただ途方にくれているというのではなく、こうして「家産」―蓄積を維持しながら、「商の道」で挽回していくより他はないという態勢を意味した。そこには、体制内で、やがて体制による束縛を越えていく「家産」―蓄積の方向を見出そうとする徴しをものぞき見ることができるよう思われる。

(21) この条項の規定により、惣領家では、油小路宅の間取を取縮め大戸をしめ切り、一〇月一六日から北の方の入口から出入することにした。他の各家も同様にして小家に引移り、出水家では七月二日、二男家では八月五日、四男家では八月八日、三男家では九月二日から出入口を変更している。松坂でも北家では九月二五日店表控家と、一〇月一七日魚町隠居所とに分れて住み、本宅は表大戸並座敷向台

所とも残らずしめ切り、北家では、宅続きの控家に引移っていたので、そのままそこを住居とした。京都では変更した出入口には特別の目印を記し、これらのことはその都度大元方から廻文が廻された。

(22) 重要なものを載録している『稿本三井家史料』にも、この間の「家政」改革史料は収められていない。そのため、その間のことは明らかでないが、この時期の経済史的側面については本号所載の松本四郎論文を参照されたい。

(23) 前掲注(14)参照。元建に対する功納金の他に追加される一定額の功納金。その他に臨時納め、当季納等の功納金もある。

(24) 三都の間屋商人に対する商業金融に全力を傾けてきたので、両替店が担保として徴したのが営業用の土地建物、したがって抵当流れになって所有に帰した不動産が少なくな、家方という部課がおかれてその賃貸管理にあつていた。

(25) 安岡重明「明治初年三井家の店制改革」(宮本又次編『商品流通の史的的研究』所収、昭和四二・三)

付記

本稿作製にあたってはおもに次の文献を参照した。

『三井銀行八十年史』、『三井銀行史話』(三井銀行調査月報二四三―二五四号所収)、中井信彦「三井家の経営」(『社会

『経済史学』第三一巻六号、安岡重明「明治初年三井家の店制改革」(『商品流通の史的研究』昭和四二・三・所収)、同「日本における財閥の原型——鴻池三井を素材とした試論——」(同志社大学『社会科学』第一巻 三・四合併号、一九六六・六)、『大丸二百五十年史』(一九六七・三)、『柏原洋紙店八〇年史』、福島正夫『日本資本主義と「家」制度』、有賀喜左衛門「鴻池家の家憲」(『封建制と資本制』所収)、同『日本の家族』。(昭和四〇・八)